

(愛媛県報平成20年12月26日第2028号外 1 別記 3)

宇和海における特定区画漁業の免許の内容 たるべき事項等

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特區第1号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市保内町川之石大馬越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石10番耕地56番地の2地先の突端標識 点 ア Aから八幡浜市保内町川之石龍潭寺東端見通し100メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町川之石小学校体育館東端見通し180メートルの点 ウ Aから63度200メートルの点 エ Aから90度138メートルの点	八幡浜市保内町川之石	別記2のとおり
宇特區第2号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市保内町川之石榎之木浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石10番耕地24の1地先の突端標識 点 ア Aから八幡浜市保内町川之石亀岩見通し50メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町川之石亀岩見通し550メートルの点 ウ イから285度100メートルの点 エ アから285度100メートルの点	八幡浜市保内町川之石	別記2のとおり
宇特區第3号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町川永田室の鼻地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町川永田室ノ鼻灯台から北東へ120メートルの祠 B 西宇和郡伊方町川永田防波堤の付根から海岸線沿い南東へ150メートルの水路口 点 ア Aから西宇和郡伊方町仁田之浜波止東端見通し250メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町湊浦埋立地北西端見通し220メートルの点	西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田及び豊之浦	別記2のとおり
宇特區第4号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西宇和郡伊方町川之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線に囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町川之浜大簀標識 点 ア Aから140度60メートルの点 イ Aから140度160メートルの点 ウ Aから90度260メートルの点 エ Aから67度210メートルの点	西宇和郡伊方町	別記1及び2のとおり
宇特區第5号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌6月30日まで	西宇和郡伊方町佐田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町井野浦防波堤突端北端 B 西宇和郡伊方町佐田防波堤突端西端 点 ア Aから348度330メートルの点 イ Bから303度210メートルの点 ウ Bから284度100メートルの点 エ Aから3度230メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記1及び2のとおり
宇特區第6号	第1種画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町井野浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町井野浦防波堤突端北端 B 西宇和郡伊方町佐田防波堤突端東端 C 西宇和郡伊方町大佐田防波堤突端西端 D 西宇和郡伊方町井野浦松ヶ鼻 点 ア Aから60度150メートルの点 イ Bから180度120メートルの点 ウ Cから312度110メートルの点 エ Cから285度130メートルの点 オ DからB見通し60メートルの点 カ DからA見通し50メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2のとおり
宇特區第7号	第1種画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町高浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町高浦防波堤突端西端 B 西宇和郡伊方町佐田貝崎鼻 点 ア Bから335度180メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Aから245度290メートルの点 ウ Aから220度300メートルの点 エ Bから350度60メートルの点		
宇特區第8号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市向灘アラジロ地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市田ノ浦鼻の標識 B 八幡浜市ハンガクボの標識 C 八幡浜市矢野崎鼻から護岸沿い東へ340メートルの標識 点 ア Aから172度345メートルの点 イ Bから210度350メートルの点 ウ Cから170度375メートルの点 エ Cから183度290メートルの点 オ Cから195度75メートルの点 カ Bから210度80メートルの点 キ Aから172度80メートルの点	八幡浜市(旧保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第9号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市白浦地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市白浦山鼻 B 八幡浜市鯛引鼻 点 ア Aから331度200メートルの点	八幡浜市(旧保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第10号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市小根ヶ浦地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大根ヶ浦東鼻 B 八幡浜市鯛引鼻	八幡浜市(旧保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第11号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大根ヶ浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市小倉鼻 B 八幡浜市大根ヶ浦鼻 点 ア Aから346度60メートルの点 イ Aから346度151メートルの点 ウ Bから346度121メートルの点 エ Bから346度30メートルの点	八幡浜市(旧保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第12号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大洲江地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市トウガウラ鼻 B 八幡浜市鯛引網干場東基部から護岸沿い東へ20メートルの標識 点 ア Aから169度210メートルの点 イ Bから170度260メートルの点	八幡浜市(旧保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第13号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市合田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市十万田川川口端東角 B Aから護岸沿い東へ134メートルの標識 点 ア Aから321度30メートルの点 イ Aから321度170メートルの点 ウ Bから337度180メートルの点 エ Bから337度40メートルの点	八幡浜市(旧保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第14号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市合田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市合田防波堤西側基部 B Aから護岸沿い西へ180メートルの標識 点 ア Aから338度40メートルの点 イ Aから338度80メートルの点 ウ Bから328度100メートルの点 エ Bから328度50メートルの点	八幡浜市(旧保内町を除く)	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特區第15号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町白石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市合田セノタキ大岩から護岸沿い西へ410メートルの標識 B 八幡浜市川上町白石火の見櫓跡西護岸から海岸線沿い南へ185メートルの標識 点 ア Aから249度90メートルの点 イ Aから249度180メートルの点 ウ Bから230度164メートルの点 エ Bから230度64メートルの点	八幡浜市（旧保内町を除く）	別記2のとおり
宇特區第16号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町白石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町白石公民館南角から護岸沿い南へ15メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ158メートルの標識 点 ア Aから263度80メートルの点 イ Aから263度190メートルの点 ウ Bから257度155メートルの点 エ Bから257度45メートルの点	八幡浜市（旧保内町を除く）	別記2のとおり
宇特區第17号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊田ノ浦川川口端西角 B Aから護岸沿い西へ130メートルの標識 点 ア Aから47度70メートルの点 イ Aから47度165メートルの点 ウ Aから17度195メートルの点 エ Bから31度120メートルの点 オ Bから31度60メートルの点	八幡浜市（旧保内町を除く）	別記2のとおり
宇特區第18号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊住吉神社鳥居中央 B 八幡浜市川上町上泊防波堤突端中央 点 ア Aから147度30メートルの点 イ Aから147度105メートルの点 ウ Bから99度150メートルの点 エ Bから71度108メートルの点	八幡浜市（旧保内町を除く）	別記2のとおり
宇特區第19号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊遍路鼻突端から護岸沿い南へ113メートルの標識 B 八幡浜市川上町上泊防波堤突端中央 点 ア Aから153度30メートルの点 イ Aから153度70メートルの点 ウ Bから65度55メートルの点 エ Bから65度100メートルの点 オ Aから67度130メートルの点	八幡浜市（旧保内町を除く）	別記2のとおり
宇特區第20号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町ナキリ鼻の標識 B 八幡浜市川上町上泊遍路鼻 点 ア Aから2度80メートルの点 イ Aから2度160メートルの点 ウ Bから2度160メートルの点 エ Bから2度80メートルの点	八幡浜市（旧保内町を除く）	別記2のとおり
宇特區第21号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市真網代地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代竜崎 B 八幡浜市真網代竜崎より東へ410メートルの標識 点 ア Aから169度153メートルの点 イ Bから174度153メートルの点	八幡浜市（旧保内町を除く）	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特區第22号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市真網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代大円寺前の標識 B Aから護岸沿い南へ173メートルの標識 点 ア Aから227度20メートルの点 イ Aから227度100メートルの点 ウ Bから230度110メートルの点 エ Bから230度30メートルの点	八幡浜市（旧保内町を除く）	別記2のとおり
宇特區第23号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市穴井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代成小網代穴井埋立地南端 B 八幡浜市穴井唐崎鼻 点 ア Aから245度250メートルの点 イ Bから221度130メートルの点	八幡浜市（旧保内町を除く）	別記2のとおり
宇特區第24号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市穴井地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代成小網代穴井埋立地西端 B 八幡浜市穴井漁港北防波堤西側基部 点 ア Aから165度260メートルの点	八幡浜市（旧保内町を除く）	別記2のとおり
宇特區第25号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市穴井地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市穴井保育所西端より護岸沿い南へ90メートルの標識 B 八幡浜市穴井保育所西端より護岸沿い南へ620メートルの標識 点 ア Aから348度200メートルの点 イ Aから348度350メートルの点 ウ Bから349度380メートルの点 エ Bから349度200メートルの点	八幡浜市（旧保内町を除く）	別記2のとおり
宇特區第26号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島加重消防詰所東端から護岸沿い北へ44メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ130メートルの標識 点 ア Aから101度150メートルの点 イ Bから100度120メートルの点	八幡浜市（旧保内町を除く）	別記2のとおり
宇特區第27号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島清浦防波堤東側基部から護岸沿い南へ24メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ120メートルの標識 点 ア Aから72度30メートルの点 イ Aから72度150メートルの点 ウ Bから72度220メートルの点 エ Bから72度40メートルの点	八幡浜市（旧保内町を除く）	別記2のとおり
宇特區第28号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島清浦防波堤東側基部から護岸沿い南へ160メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ120メートルの標識 点 ア Aから72度40メートルの点 イ Aから72度170メートルの点 ウ Bから78度150メートルの点 エ Bから78度50メートルの点	八幡浜市（旧保内町を除く）	別記2のとおり
宇特區第29号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島クボツ船揚場付根東端 B 八幡浜市大島ゴミ収集場階段上り口の標識 点 ア Aから八幡浜市岡無島北端見通し180メートルの点 イ Bから58度180メートルの点	八幡浜市（旧保内町を除く）	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特區第30号	第1種画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島ウトウ鼻から西へ護岸沿い150メートルの標識 B Aから西へ護岸沿い 100メートルの大島シノウラ鼻東側基部上の標識 点 ア Aから6度50メートルの点 イ Aから6度150メートルの点 ウ Bから6度150メートルの点 エ Bから6度50メートルの点	八幡浜市(旧保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第31号	第1種画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市白浦地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市白浦鼻 B 八幡浜市白浦山鼻 点 ア Bから331度200メートルの点	八幡浜市(旧保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第32号	第1種画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市ワシガウラ地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市トウガウラ鼻 B 八幡浜市瀬ヶ鼻 C 八幡浜市ワシガウラ鼻 点 ア Aから169度120メートルの点 イ Bから180度120メートルの点 ウ Cから185度120メートルの点	八幡浜市(旧保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第33号	第1種画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町ナキリ鼻の標識 B 八幡浜市真網代甲229-5 東側護岸標識 点 ア Aから320度150メートルの点 イ Bから320度150メートルの点	八幡浜市(旧保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第34号	第1種画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市真網代深浦地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代甲229-5 西端 B 八幡浜市ネズミ島北端 点 ア Aから335度150メートルの点	八幡浜市(旧保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第35号	第1種画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市真網代地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代防波堤西側基部 B Aから護岸沿い西へ170メートルの標識 点 ア Aから160度80メートルの点 イ Bから190度80メートルの点	八幡浜市(旧保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第36号	第1種画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市小網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市小網代ごら鼻の標識 B Aから護岸沿い東へ200メートルの標識 点 ア Aから318度30メートルの点 イ Aから318度140メートルの点 ウ Bから312度140メートルの点 エ Bから312度30メートルの点	八幡浜市(旧保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第37号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町伊崎地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町周木南海岸護岸北端 B 西予市三瓶町周木南海岸護岸南端 C 西予市三瓶町須崎中鼻 点 ア Aから294度60メートルの点 イ Bから310度100メートルの点 ウ Cから310度80メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特區第38号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町須崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早4-136-1東端 点 B 西予市三瓶町須崎観音遊歩道東端 点 ア Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し300メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町枯井崎西端標識見通し310メートルの点 エ Bから西予市三瓶町枯井崎西端標識見通し60メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特區第39号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町長早地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早第一防波堤付根から突端沿い70メートルの標識 点 B 西予市三瓶町長早4-136-1東端 点 ア Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し30メートルの点 イ Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し250メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町皆江鯨岩見通し300メートルの点 エ Bから西予市三瓶町皆江鯨岩見通し50メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特區第40号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町長早地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早3-21-3東端から海岸沿い東へ80メートルの標識 点 B 西予市三瓶町長早3-722-8暗渠口 点 ア Aから西予市三瓶町二本松標識見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町二本松標識見通し270メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町福島西端見通し250メートルの点 エ Bから西予市三瓶町福島西端見通し50メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特區第41号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町赤崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町赤崎ふくろよせ岩から南西へ150メートルの標識 点 B 西予市三瓶町赤崎ふくろよせ岩から北東へ200メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町福島北端見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町福島北端見通し250メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し250メートルの点 エ Bから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し50メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特區第42号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町赤崎地先	B A、Aア、アイ及びイCの4直線とB C間の最大低潮時海岸線から30メートルの線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町赤崎鼻 点 B 西予市三瓶町福島北端から海岸沿い東へ45メートルの標識 点 C 西予市三瓶町福島南端 点 ア Aから170度320メートルの点 イ Cから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し150メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特區第43号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町赤崎地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町有太刀防波堤西側突端 B 西予市三瓶町有太刀中鼻突端 C 西予市三瓶町赤崎鼻から海岸沿い東へ80メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町葦貫浦1402 - 3 東端見通し20メートルの点 イ Aから西予市三瓶町葦貫浦1402 - 3 東端見通し250メートルの点 ウ Bから168度300メートルの点 エ Cから170度300メートルの点 オ Cから170度20メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特區第44号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町辰ヶ崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町葦貫浦1543 - 1 西端角 B 西予市三瓶町辰ヶ崎突端より海岸沿い南西へ120メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町有太刀中鼻突端見通し60メートルの点 イ Aから西予市三瓶町有太刀中鼻突端見通し260メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町福島西端見通し380メートルの点 エ Bから西予市三瓶町福島西端見通し140メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特區第45号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町皆江地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町小浦防波堤突端 B Aから護岸沿い南へ130メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町旧三瓶南中学校西端見通し80メートルの点 イ Bから88度115メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特區第46号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町枯井地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町皆江128 - 5 西端 B 西予市三瓶町皆江85 - 1 前標識 C 西予市三瓶町皆江94 - 2 前護岸東端 点 ア Aから西予市三瓶町長早3 - 21 - 3 東端見通し40メートルの点 イ Aから西予市三瓶町長早3 - 21 - 3 東端見通し290メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町長早3 - 21 - 3 東端見通し390メートルの点 エ Bから西予市三瓶町長早3 - 21 - 3 東端見通し20メートルの点 オ Cから西予市三瓶町長早3 - 722 - 7 東端見通し20メートルの点 カ Cから西予市三瓶町長早3 - 722 - 7 東端見通し130メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特區第47号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町枯井崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町枯井神社前標識 B 西予市三瓶町枯井崎西端標識 点 ア Aから西予市三瓶町長早3 - 28 - 1 東端見通し180メートルの点 イ Aから西予市三瓶町長早3 - 28 - 1 東端見通し410メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町須崎山下山頂見通し370メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					エ B から西予市三瓶町須崎山下山頂見通し130メートルの点		
宇特区第48号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町下泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町下泊神子の浦防波堤突端 B 西予市三瓶町下泊神子の浦南鼻の標識 点 ア Aから西予市三瓶町下泊本浦防波堤突端見通し80メートルの点 イ Bから西予市三瓶町下泊泊崎東端見通し100メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特区第49号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町下泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町下泊泊崎七えびすから南へ10メートルの標識 B 西予市三瓶町下泊本浦防波堤突端 点 ア Aから90度180メートルの点 イ Bから西予市三瓶町下泊神子の浦防波堤突端見通し170メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特区第50号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町下泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町下泊泊崎 B 西予市三瓶町下泊泊崎七えびす 点 ア Aから西予市三瓶町下泊神子の浦南鼻見通し50メートルの点 イ Bから90度50メートルの点 ウ Bから90度180メートルの点 エ Aから西予市三瓶町下泊神子の浦南鼻見通し180メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特区第51号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町高島地先	アイ、イウ、ウC及びCアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町高島防波堤付根 B 西予市三瓶町小高島第1消波堤東端 C 西予市三瓶町高島防波堤突端 点 ア Aから同防波堤沿い南へ150メートルの点 イ Bから西予市三瓶町神子の浦ドウノウシロ鼻見通し50メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町神子の浦ドウノウシロ鼻見通し330メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特区第52号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町ミツクリ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町小高島第2消波堤東端 点 ア Aから51度300メートルの点 イ Aから88度470メートルの点 ウ Aから153度350メートルの点 エ Aから202度160メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特区第53号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町田之浜西成護岸西側標識 B 西予市明浜町田之浜西国道電話線電柱タノハマ1401 C 基点Aから護岸沿い北東へ150メートルの標識 点 ア Cから148度25メートルの点 イ Cから148度175メートルの点 ウ Bから148度200メートルの点 エ Bから148度100メートルの点 オ Aから148度80メートルの点 カ Aから148度30メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特區第54号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町田之浜東防波堤付根 B 西予市明浜町田之浜中防波堤付根から海岸線沿い東へ30メートルの標識 点 ア Aから213度90メートルの点 イ Aから213度250メートルの点 ウ Bから190度330メートルの点 エ Bから190度170メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり
宇特區第55号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町宮野浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町宮野浦旧藤堂石灰前棧橋から護岸沿い北へ30メートルの標識 B 西予市明浜町宮野浦旧藤堂石灰前棧橋から護岸沿い南へ50メートルの標識 点 ア Aから西予市明浜町狩浜水越島灯台見通し50メートルの点 イ Aから西予市明浜町狩浜水越島灯台見通し240メートルとの点 ウ Bから宇和島市吉田町貝の浦赤崎鼻見通し210メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町貝の浦赤崎鼻見通し20メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり
宇特區第56号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町宮野浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町宮野浦1224番地(旧造船所)西側護岸から西へ50メートルの標識 B Aから西へ225メートルの標識 点 ア Aから宇和島市吉田町奥浦間口見通し最大低潮時海岸線から30メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町奥浦間口見通し170メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町奥浦大良鼻見通し170メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町奥浦大良鼻見通し最大低潮時海岸線から30メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり
宇特區第57号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町高山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町高山小僧都の国道電力電柱タカヤマ210 B 西予市明浜町高山小僧都の国道電力電柱タカヤマ209 点 ア Aから西予市明浜町宮野浦子持ち岩見通し最大低潮時海岸線から10メートルの点 イ Aから西予市明浜町宮野浦子持ち岩見通し線170メートルの点 ウ Bから西予市明浜町宮野浦1224番地(旧造船所)見通し170メートルの点 エ Bから西予市明浜町宮野浦1224番地(旧造船所)見通し最大低潮時海岸線から10メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり
宇特區第58号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜越ノ浦護岸西角標識 B 西予市明浜町狩浜越ノ浦鼻から西へ100メートルの標識 点 ア Aから宇和島市吉田町ふくごんじ見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町ふくごんじ見通し330メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町ふくごんじ見通し280メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町ふくごんじ見通し50メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特區第59号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜すの崎防波堤北側付根から北へ50メートルの標識 B 西予市明浜町狩浜3の1469(明浜漁業協同組合所有地)東角から護岸沿い東へ50メートルの標識 C 西予市明浜町狩浜すの崎防波堤北側付根から東へ150メートルの標識 D 西予市明浜町狩浜本浦川河口南角 点 ア Aから西予市明浜町狩浜うどの鼻西角見通し線とCから西予市明浜町狩浜不動崎東角見通し線との交点 イ Cから西予市明浜町狩浜不動崎東角見通し線とDから西予市明浜町狩浜島の元南端見通し線との交点 ウ Bから西予市明浜町狩浜門の脇集会所西端見通し線とDから西予市明浜町狩浜島の元南端見通し線との交点	西予市明浜町	別記2のとおり
宇特區第60号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町渡江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町渡江だけの鼻東南角 B 西予市明浜町渡江うどの鼻北西角 点 ア Aから西予市明浜町渡江根崎鼻南角見通し30メートルの点 イ Aから西予市明浜町渡江根崎鼻南角見通し190メートルの点 ウ Bから53度230メートルの点 エ Bから53度70メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり
宇特區第61号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町渡江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町渡江うどの鼻北西角 B 西予市明浜町渡江間口北側臨海道路終点から北60メートルの標識 点 ア Aから53度70メートルの点 イ Aから53度245メートルの点 ウ Bから西予市明浜町渡江59の1作業場見通し205メートルの点 エ Bから西予市明浜町渡江59の1作業場見通し30メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり
宇特區第62号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦2367番地3製造場南角から護岸沿い南へ20メートルの標識 B 宇和島市吉田町白浦2363大簀の鼻北西端 点 ア Aから宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤西側付根見通し50メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤西側付根見通し118メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町法花津児島見通し100メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町法花津児島見通し50メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特區第63号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点A 宇和島市吉田町奥浦乙779ちょうしが浮東側石段の標識 B 宇和島市吉田町奥浦字大良大良防波堤南側付根 点 ア Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し120メートルの点 イ Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し250メートルの点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し275メートル	宇和島市吉田町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					の点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し145メートルの点		
宇特区第64号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙688-2 製造場前の標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙646-2 畑南角の標識 点 ア Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し220メートルの点 イ Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し340メートルの点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し330メートルの点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し210メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第65号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙517パラペット西角より護岸沿い西へ20メートルの標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙517パラペット東角より護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島ヨセガシタ見通し400メートルの点 イ Aから宇和島市九島ヨセガシタ見通し530メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し470メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し340メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第66号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙480パラペット東側の標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙517パラペット東角より護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島坪浦鼻見通し330メートルの点 イ Aから宇和島市九島坪浦鼻見通し480メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し470メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し320メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第67号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙407-3 石垣深浦西入口 B 宇和島市吉田町奥浦乙379-1 楠が浦埋立地南東端(わらびながし) 点 ア Aから宇和島市吉田町奥浦甲211-4 地先中浦船揚場見通し70メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町奥浦甲211-4 地先中浦船揚場見通し235メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町奥浦甲2806ブロック建本家中央見通し250メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町奥浦甲2806ブロック建本家中央見通し70メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第68号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦甲3466-1 網干場の標識 B 宇和島市吉田町奥浦甲4352船間防波堤南側付根 点 ア Aから宇和島市引出鼻灯台見通し340メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Aから宇和島市引出鼻灯台見通し750メートルの点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し740メートルの点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し340メートルの点		
宇特区第69号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君75 - 1地先スベリ西角の標識 B 宇和島市吉田町南君188 - 4旧選果場前パラベットの標識 点 ア Aから宇和島市吉田町南君字野島山3094中央見通し220メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町南君字野島山3094中央見通し390メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦権現山山頂見通し320メートルの点 エ Bから宇和島市三浦権現山山頂見通し150メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第70号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君字馬の簀1329 - 4ツボイの標識 B 宇和島市吉田町南君字馬の簀1349 - 2のパラベット南側突端 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し430メートルの点 イ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し630メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し450メートルの点 エ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し250メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第71号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君字馬の簀1358のパラベット東角の標識 B 宇和島市吉田町南君字馬の簀1367地先旧採石場の標識 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し240メートルの点 イ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し440メートルの点 ウ Bから宇和島市九島押前崎見通し390メートルの点 エ Bから宇和島市九島押前崎見通し190メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第72号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君字馬の簀1399 - 1穂肌の標識 B 宇和島市吉田町南君字馬の簀1453 - 1焼却場パラベットより護岸沿い西へ20メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島藤ヶ尻見通し190メートルの点 イ Aから宇和島市九島藤ヶ尻見通し390メートルの点 ウ Bから宇和島市九島宇土ノ崎見通し350メートルの点 エ Bから宇和島市九島宇土ノ崎見通し150メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第73号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町南君地先	Cア、アイ、イウ、及びウDの4直線とDC間の最大低潮時海岸線から60mの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君字馬の箸1454竜王鼻南東端 B 宇和島市吉田町南君字牛川2903 - 3 渡川橋西端角 C 宇和島市吉田町南君字牛川3112 - 58造船所西角の標識 D 宇和島市吉田町南君字牛川3109 - 2 地先金蔵岩から西へ35メートルの標識 点 ア AからC見通し線とBから宇和島市只波鼻西端見通し線との交点 イ Bから宇和島市只波鼻西端見通し760メートルの点 ウ Dから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻見通し250メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第74号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町浅川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時における境界点 B 宇和島市吉田町浅川101浅川防波堤中央 旧浅川防波堤突端部分 点 ア Aから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻より東へ75メートルの点見通し90メートルの点 イ Aから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻より東へ75メートルの点見通し240メートルの点 ウ Bから旧宇和島市と旧吉田町との最大高潮時海岸線における境界見通し230メートルの点 エ Bから旧宇和島市と旧吉田町との最大高潮時海岸線における境界見通し80メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第75号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町知永地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町知永4 - 1259地先の標識 B 宇和島市吉田町知永丁1960地先の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時における境界見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時における境界見通し320メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町浅川836 - 4 車庫見通し320メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町浅川836 - 4 車庫見通し100メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第76号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属板 点 ア Aから89度40分22秒248メートルの点 イ Aから320度13分01秒908メートルの点 ウ Aから358度35分46秒1,227メートルの点 エ Aから8度20分31秒1,070メートルの点 オ Aから15度14分15秒1,277メートルの点 カ Aから48度10分08秒1,145メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり
宇特区第77号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波仏岩岩場に設置された金属板 点 ア Aから343度28分27秒444メートルの点 イ Aから344度36分35秒294メートルの点 ウ Aから4度08分31秒481メートルの点 エ Aから13度47分43秒348メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第78号	第1種画漁業	真珠貝垂下式とさりの養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鉋 点 ア Aから358度35分46秒1 227メートルの点 イ Aから06度07分40秒1 408メートルの点 ウ Aから15度14分15秒1 277メートルの点 エ Aから08度20分31秒1 070メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり
宇特区第79号	第1種画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鉋 点 ア Aから100度57分47秒331メートルの点 イ Aから89度40分22秒248メートルの点 ウ Aから65度39分18秒411メートルの点 エ Aから76度53分15秒464メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり
宇特区第80号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アカ、カキ、キシ及びピシアの4直線によって囲まれた区域。ただし、イウ、ウコ、コサ及びサイの4直線によって囲まれた区域並びにエオ、オク、クケ及びケエの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市下波4790番地島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属鉋 点 ア Aから86度10分42秒456メートルの点 イ Aから58度19分53秒304メートルの点 ウ Aから39度15分18秒260メートルの点 エ Aから348度51分25秒387メートルの点 オ Aから340度00分10秒463メートルの点 カ Aから321度33分44秒886メートルの点 キ Aから335度24分33秒993メートルの点 ク Aから358度09分32秒644メートルの点 ケ Aから06度05分14秒592メートルの点 コ Aから36度29分00秒527メートルの点 サ Aから47度06分40秒541メートルの点 シ Aから68度02分10秒639メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり
宇特区第81号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波蜂の巣鼻地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鉋 点 ア Aから314度00分44秒1,169メートルの点 イ Aから309度43分45秒1,835メートルの点 ウ Aから331度43分31秒2,089メートルの点 エ Aから344度11分04秒1,537メートルの点	宇和島市下波、蔭淵地区	別記2のとおり
宇特区第82号	第1種画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア Aから63度70メートルの点 イ アからオへ350メートルの点 ウ エからカへ350メートルの点 エ Aから145度490メートルの点 オ Aから63度770メートルの点 カ Aから95度900メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第83号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア オからイへ350メートルの点 イ Aから63度770メートルの点 ウ Aから95度900メートルの点 エ カからウへ350メートルの点 オ Aから63度70メートルの点 カ Aから145度490メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第84号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア イからオへ160メートルの点 イ Aから88度1,100メートルの点 ウ Aから92度980メートルの点 エ ウからカへ160メートルの点 オ Aから63度1,015メートルの点 カ Aから63度865メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第85号	第1種画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から5月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア Aから63度865メートルの点 イ Aから63度1,015メートルの点 ウ イからオへ320メートルの点 エ アからカへ320メートルの点 オ Aから88度1,100メートルの点 カ Aから92度980メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第86号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びバアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 B 宇和島市遊子番匠鼻東南端 点 ア Aから120度135メートルの点 イ Aから101度340メートルの点 ウ Bから80度415メートルの点 エ Bから76度300メートルの点 オ Bから86度295メートルの点 カ Bから84度190メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第87号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 B 宇和島市遊子番匠鼻東南端 点 ア Aから99度380メートルの点 イ Aから97度530メートルの点 ウ Bから82度615メートルの点 エ Bから80度460メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第88号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 B 宇和島市遊子番匠鼻東南端 点 ア Aから91度630メートルの点 イ Aから91度840メートルの点 ウ Bから82度920メートルの点 エ Bから80度715メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第89号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 B 宇和島市遊子番匠鼻東南端 点 ア Aから91度880メートルの点 イ Aから91度1,080メートルの点 ウ Bから83度1,165メートルの点 エ Bから80度965メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第90号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水ヶ浦防波堤北側突端 B 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 点 ア Aから79度240メートルの点 イ Aから84度335メートルの点 ウ Bから11度210メートルの点 エ Bから343度230メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第91号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水ヶ浦鼻北東端 B 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 点 ア Aから151度30分220メートルの点 イ Aから132度305メートルの点 ウ Aから123度280メートルの点 エ Aから113度420メートルの点 オ Bから81度30分490メートルの点 カ Bから66度225メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第92号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水ヶ浦鼻北東端 B 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 点 ア Aから122度570メートルの点 イ Aから115度750メートルの点 ウ Aから122度30分790メートルの点 エ Aから120度850メートルの点 オ Aから126度30分900メートルの点 カ Aから123度1,020メートルの点 キ Bから87度1,000メートルの点 ク Bから84度603メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第93号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島西端 B 宇和島市遊子高島小網代鼻南端 C 宇和島市遊子高島家の前鼻南端 点 ア Aから110度185メートルの点 イ Bから181度100メートルの点 ウ Cから248度120メートルの点 エ Cから190度360メートルの点 オ Aから138度400メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第94号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島家の前鼻南端 B 宇和島市遊子高島家鼻南端 点 ア Aから225度100メートルの点 イ Bから200度210メートルの点 ウ Bから91度125メートルの点 エ Bから123度400メートルの点 オ Bから152度410メートルの点 カ Bから183度490メートルの点 キ Aから183度370メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第95号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島家鼻南端 B 宇和島市遊子高島東端 点 ア Aから69度30分195メートルの点 イ Bから172度200メートルの点 ウ Bから150度480メートルの点 エ Aから110度420メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第96号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子津野浦防波堤北側突端 B 宇和島市遊子荒網代鼻西端 点 ア Aから51度850メートルの点 イ Bから268度135メートルの点 ウ Bから212度95メートルの点 エ Aから59度870メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第97号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子津野浦防波堤北側突端 B 宇和島市遊子荒網代鼻西端 点 ア Aから55度600メートルの点 イ Bから238度360メートルの点 ウ Bから215度350メートルの点 エ Aから67度645メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第98号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子津野浦防波堤北側突端 B 宇和島市遊子荒網代鼻西端 点 ア Aから91度180メートルの点 イ Bから232度590メートルの点 ウ Bから215度590メートルの点 エ Aから113度330メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第99号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子こしき鼻東端 B 宇和島市遊子中の浦鼻西端 点 ア Aから82度30分180メートルの点 イ Bから357度105メートルの点 ウ Bから294度65メートルの点 エ Aから118度140メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第100号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Bア、アウ、ウイ及びビCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子押前鼻消波堤西側突端 B 宇和島市遊子美地島地島の標識 C 宇和島市遊子美地島消波堤南側突端 D 宇和島市遊子津野浦平替鼻北西端 点 ア AからB見通し線50メートルの点 イ Cから宇和島市遊子越ヶ鼻見通し線とDから47度の線との交点 ウ Dから327度110メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第101号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ及びウアの3直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子美地島消波堤南側突端 B 宇和島市遊子越ヶ鼻北西端 点 ア Aから106度220メートルの点 イ Bから12度580メートルの点 ウ Bから330度330メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第102号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子荒網代鼻西端 B 宇和島市遊子水ヶ浦鼻北東端 点 ア Aから343度1,530メートルの点 イ Bから353度1,510メートルの点 ウ Bから351度1,380メートルの点 エ Aから340度1,410メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第103号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水ヶ浦鼻北東端 点 ア Aから357度30分1,180メートルの点 イ Aから11度30分1,150メートルの点 ウ Aから11度30分1,010メートルの点 エ Aから356度1,040メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第104号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵2841番地先大藤嶮頂点 B 宇和島市蔭淵2933番地先の標識 C 宇和島市蔭淵2935番地先藤ヶ尻鼻標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵3197番地先イワシ簀見通し	宇和島市蔭淵	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					730メートルの点 イ Aからアを結んだ直線とBから245度の線との交点 ウ Bから245度50メートルの点 エ Cから宇和島市蔭淵3179番地ゼンダナ簀見通し60メートルの点 オ Cから宇和島市蔭淵3179番地ゼンダナ簀見通し280メートルの点		
宇特区第105号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵2841番地先大藤簀見通し B 宇和島市蔭淵2881番地先の簀見通し C 宇和島市蔭淵2933番地先藤ヶ尻鼻の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵3197番地先イワシ簀見通し50メートルの点 イ Bから238度100メートルの点 ウ Cから245度270メートルの点 エ Cから245度400メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第106号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵2353番地ゴンジロ鼻突端 B 宇和島市蔭淵2593番地西角防波堤付け根より60メートルの標識 点 ア Aから180度140メートルの点 イ Bから160度130メートルの点 ウ Bから160度15メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第107号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ、イB及びB Aの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵2248番地先大島美砂子大簀西角 B 宇和島市蔭淵2353番地先大島美砂子簀南端 点 ア Aから宇和島市津島町福浦見通し80メートルの点 イ Bから180度見通し100メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第108号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵2227番地うづぎ中ノ鼻突端 B 宇和島市蔭淵2248番地先大島美砂子簀小簀西端 点 ア Aから172度480メートルの点 イ Aから172度630メートルの点 ウ Bから172度380メートルの点 エ Bから172度230メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第109号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵2227番地うづぎ中ノ鼻突端 B 宇和島市蔭淵2232番地前護岸の南端 点 ア Aから宇和島市下波仏簀見通し20メートルの点 イ Aから宇和島市下波仏簀見通し180メートルの点 ウ Bから宇和島市下波八町簀見通し220メートルの点 エ Bから宇和島市下波八町簀見通し70メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第110号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵裸島中簀西端 B 宇和島市蔭淵中鶴留止島西端 点 ア Aから宇和島市蔭淵189番地石原鼻見通し30メートルの点 イ Aから宇和島市蔭淵189番地石原鼻見通し240メートルの点 ウ Bから宇和島市蔭淵189番地石原鼻見通し440メートルの点 エ Bから宇和島市蔭淵189番地石原鼻見通し230メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第111号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cウ、ウエ及びエDの3直線とC D間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域、Eオ、オウ及びウCの3直線とC E間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域、Fカ、カキ及びキGの3直線とF G間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市蔭淵2044番地弁財天鼻先端 B 宇和島市蔭淵1407番地前護岸先端 C 宇和島市蔭淵1994番地新浜作業場西角の標識 D 宇和島市蔭淵1994番地新浜作業場東角の標識 E 宇和島市蔭淵1994番地ドック場の東角の標識 F 宇和島市蔭淵1692番地東角の標識 G 宇和島市蔭淵1709番地作業場西角の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市蔭淵1001-1番地男崎鼻見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵378番地崩の浦鼻見通し150メートルの点 ウ Cから宇和島市蔭淵1030番地真珠貝作業場見通し40メートルの点 エ Dから宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸の東角見通し30メートルの点 オ Eから宇和島市蔭淵1009番地北角の標識見通し40メートルの点 カ Fから宇和島市蔭淵1045番地真珠作業場南角見通し50メートルの点 キ Gから宇和島市蔭淵1009番地北角見通し85メートルの点</p>	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第112号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cウ、ウエ及びエAの3直線とA C間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市蔭淵1068番地北角前護岸の標識 B 宇和島市蔭淵1002番地前舟木(ドック場)北角 C 宇和島市蔭淵1043番地北角前護岸の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市蔭淵2011番地神明神社見通し100メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵2011番地神明神社鳥居見通し100メートルの点 ウ Cから宇和島市蔭淵2011番地神明神社見通し55メートルの点 エ Aから宇和島市蔭淵2011番地神明神社見通し50メートルの点</p>	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第113号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ及びエFの5直線とA F間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Aオ、オカ及びカCの3直線とA C間の最大低潮時海岸線から5メートルの線によって囲まれた区域、Dキ、キク及びクEの3直線とD E間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市蔭淵981番地西鼻先端 B 宇和島市蔭淵515-4番地南角護岸の標識 C 宇和島市蔭淵979番地作業場西角前護岸の標識 D 宇和島市蔭淵978番地作業場北角前護岸の標識 E 宇和島市蔭淵977番地作業場北角前護岸の標識 F 宇和島市蔭淵948番地東角前護岸の標識 G 宇和島市蔭淵913番地東角前護岸の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸西角見通し50メートルの点 イ Bからアを結んだ直線とGから宇和島市蔭淵45</p>	宇和島市蔭淵	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					7番地よせが浦西角見通しの交点 ウ Gからイ見通し50メートルの点 エ Fから宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸西角見通し40メートルの点 オ Aから宇和島市蔭淵515 - 7番地天神鼻埋立護岸東角見通し30メートルの点 カ Cから宇和島市蔭淵515 - 7番地天神鼻埋立護岸西角から東へ32メートルの標識見通し30メートルの点 キ Dから宇和島市蔭淵515 - 7番地天神鼻埋立護岸西角から東へ32メートルの標識見通し28メートルの点 ク Eから宇和島市蔭淵515 - 7番地天神鼻埋立護岸西角見通しの28メートルの点		
宇特区第114号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aイ及びBウの2直線並びにA B間の最大低潮時海岸線5メートルの線及び同30メートルの線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵515 - 4番地南角護岸の標識 B 宇和島市蔭淵913番地東角護岸の標識 C 宇和島市蔭淵981番地西鼻先端 点 ア Cから宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸の西角見通し50メートルの点 イ Aからア見通し30メートルの点 ウ Bから宇和島市蔭淵457番地よせが浦西角見通し30メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第115号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵979番地作業場西角前護岸の標識 B 宇和島市蔭淵981番地西鼻先端 点 ア Aから宇和島市蔭淵515 - 7番地天神鼻埋立護岸西角から東へ32メートルの標識見通し30メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵515 - 7番地天神鼻埋立護岸東角見通し30メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第116号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルとによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵378番地崩の浦鼻先端 B 宇和島市蔭淵295番地刈又護岸北東端 点 ア Aから宇和島市下波竜王鼻見通し200メートルの点 イ Bから125度150メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第117号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵215番地小池東鼻の簷頂点 B 宇和島市蔭淵189番地石原鼻標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵1827番地宿の浦庵寺見通し320メートルの点 イ Aから宇和島市蔭淵1827番地宿の浦庵寺見通し460メートルの点 ウ Bから220度390メートルの点 エ Bから220度250メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第118号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ、イC及びD Eの4直線とA D及びE C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵295番地刈又護岸北東端 B 宇和島市蔭淵189番地石原鼻標識 C Bから海岸線沿い東へ550メートルの標識 D 宇和島市蔭淵275番地干簷の標識 E 宇和島市蔭淵215番地小池東鼻の簷頂点 点 ア Bから宇和島市蔭淵2091番地先落の鼻灯台見通	宇和島市蔭淵	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					し150メートルの点 イ Cから宇和島市蔭淵裸島中巻見通し250メートルの点		
宇特区第119号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	A A及びBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵3623番地北端の標識 B 宇和島市蔭淵3544番地北端の標識 点 ア Aから西予市明浜町大崎灯台見通し50メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第120号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵3803番地契島東端から海岸線沿い西へ120メートルの標識 B Aから海岸線沿い西へ80メートルの標識 点 ア Aから150度160メートルの点 イ Aから150度200メートルの点 ウ Bから150度200メートルの点 エ Bから150度160メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第121号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵3803番地契島東端 B 宇和島市蔭淵3787番地契島中鼻の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵大島えびす鼻見通し210メートルの点 イ Aから宇和島市蔭淵大島えびす鼻見通し110メートルの点 ウ Bから宇和島市蔭淵大島防波堤護岸北角見通し60メートルの点 エ Bから宇和島市蔭淵大島防波堤護岸北角見通し140メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第122号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵沖鶴留止島東端 点 ア Aから13度420メートルの点 イ Aから13度740メートルの点 ウ Aから359度720メートルの点 エ Aから354度590メートルの点 オ Aから5度550メートルの点 カ Aから2度430メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第123号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵1002番地前舟木ドック場北角の標識 B 宇和島市蔭淵1001-1番地男崎突端 C 宇和島市蔭淵988番地埋立護岸西端突端 D 宇和島市蔭淵981番地西角突端 点 ア Aから宇和島市蔭淵2011番地神明神社鳥居見通し140メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵189番地石原鼻見通し150メートルの点 ウ Cから宇和島市蔭淵378番地崩の浦鼻見通し140メートルの点 エ Dから宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸東角見通し140メートルの点 オ Dから宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸東角見通し90メートルの点 カ Cから宇和島市蔭淵378番地崩の浦鼻見通し90メートルの点 キ Bから宇和島市蔭淵189番地石原鼻見通し100メ	宇和島市蔭淵	別記2のとおり

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					<p>ートルの点 ク Aから宇和島市蔭淵2011番地神明神社鳥居見通し90メートルの点</p>		
宇特区 第124 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔭淵 地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸の西端から海岸線沿い東へ130メートルの標識 B 宇和島市蔭淵378番地崩の浦鼻突端 C 基点Aから海岸線沿い東へ80メートルの標識 D 基点Aから海岸線沿い東へ160メートルの標識</p> <p>点 ア Bから167度200メートルの点 イ Bから167度300メートルの点 ウ Aから170度230メートルの点 エ Aから170度130メートルの点 オ Cから170度170メートルの点 カ Dから170度200メートルの点 キ Dから170度300メートルの点 ク Cから170度270メートルの点</p>	宇和島市 蔭淵	別記2の とおり
宇特区 第125 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市嘉島 地先	<p>Aア、アイ、イBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市嘉島ざおん鼻先端 B 宇和島市嘉島丸釜丘の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市戸島中の島西端見通し80メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵赤崎見通し80メートルの点</p>	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第126 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市嘉島 地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市嘉島中の島八の間西端 B 宇和島市嘉島中の島八の間鉄塔</p> <p>点 ア Aから宇和島市嘉島丸ばい見通し170メートルの点 イ Aから宇和島市嘉島丸ばい見通し90メートルの点 ウ Bから西予市明浜町田之浜大崎鼻見通し120メートルの点 エ Bから市予市明浜町田之浜大崎鼻見通し50メートルの点</p>	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第127 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市嘉島 地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線並びにケコ、コサ、サシ及びシケの4直線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市嘉島中の島東南端標識 B 宇和島市嘉島中瀬標識</p> <p>点 ア Aから105度100メートルの点 イ アから200度880メートルの点 ウ Bから200度750メートルの点 エ Bから200度40メートルの点 オ アから200度330メートルの点 カ Bから200度200メートルの点 キ Bから200度300メートルの点 ク アから200度430メートルの点 ケ アから200度580メートルの点 コ Bから200度450メートルの点 サ Bから200度600メートルの点 シ アから200度730メートルの点</p>	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第128 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。</p>	宇和島市 戸島	別記2の とおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市戸島郡北の標識 点 ア Aから300度120メートルの点 イ Aから300度320メートルの点 ウ Bから300度550メートルの点 エ Bから300度350メートルの点 オ ア工間のアから300メートルの点 カ イウ間のイから300メートルの点 キ イウ間のイから400メートルの点 ク ア工間のアから400メートルの点		
宇特区第129号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島貝崎1号標識 B 宇和島市戸島貝崎2号標識 点 ア Aから宇和島市戸島平根岩見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市戸島平根岩見通し280メートルの点 ウ Bから宇和島市戸島十郎護岸北端見通し260メートルの点 エ Bから宇和島市戸島十郎護岸北端見通し60メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇特区第130号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線とによって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線、ケコ、コサ、サシ及びシケの4直線及びスセ、セソ、ソタ及びタスの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島赤崎標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 ア Aから145度300メートルの点 イ Aから145度500メートルの点 ウ Bから145度650メートルの点 エ Bから145度450メートルの点 オ ア工間のアから150メートルの点 カ イウ間のイから150メートルの点 キ イウ間のイから250メートルの点 ク ア工間のアから250メートルの点 ケ ア工間のアから350メートルの点 コ イウ間のイから350メートルの点 サ イウ間のイから550メートルの点 シ ア工間のアから550メートルの点 ス ア工間のアから750メートルの点 セ イウ間のイから750メートルの点 ソ イウ間のイから800メートルの点 タ ア工間のアから800メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇特区第131号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線ケコ、コサ、サシ及びシケの4直線及びスセ、セソ、ソタ及びタスの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島赤崎標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 ア Aから145度650メートルの点 イ Aから145度800メートルの点 ウ Bから145度950メートルの点 エ Bから145度800メートルの点 オ ア工間のアから150メートルの点 カ イウ間のイから150メートルの点 キ イウ間のイから300メートルの点 ク ア工間のアから300メートルの点 ケ ア工間のアから450メートルの点 コ イウ間のイから450メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					サ イウ間のイから600メートルの点 シ ア工間のアから600メートルの点 ス ア工間のアから750メートルの点 セ イウ間のイから750メートルの点 ソ イウ間のイから850メートルの点 タ ア工間のアから850メートルの点		
宇特区 第132号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島美砂子浜の1号標識 B 宇和島市戸島立瀬の標識 点 ア Aから41度220メートルの点 イ Aから41度550メートルの点 ウ Bから41度550メートルの点 エ Bから41度200メートルの点 オ Aから41度350メートルの点 カ Aから41度400メートルの点 キ Bから41度400メートルの点 ク Bから41度350メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第133号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ及びケカの4直線及びコサ、サシ、シイ及びイコの4直線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島遠戸島横瀬標識 B 宇和島市戸島遠戸島竹の浦標識 点 ア Aから27度250メートルの点 イ Aから27度600メートルの点 ウ イから69度の線とエから270度の線との交点 エ Bから27度880メートルの点 オ Bから27度330メートルの点 カ アオ間のアから400メートルの点 キ ウ工間のエから300メートルの点 ク ウ工間のエから400メートルの点 ケ アオ間のアから300メートルの点 コ Aから27度500メートルの点 サ Bから27度580メートルの点 シ Bから27度680メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第134号	第1種 区画漁業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	Aア及びアB 2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島ハゲノ鼻南端 B 宇和島市戸島赤崎岩 点 ア Bから宇和島市蔭淵黒島東端見通し230メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第135号	第1種 区画漁業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島丸山東端の標識 B 宇和島市戸島2218番地(戸島漁業協同組合事務所)北角標識 点 ア Aから145度150メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第136号	第1種 区画漁業	真珠貝 垂下式 ・とさ かのり 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島美砂子浜の1号標識 B 宇和島市戸島美砂子浜の2号標識 点 ア Aから41度30メートルの点 イ Aから41度130メートルの点 ウ Bから41度180メートルの点 エ Bから41度80メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第137号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島落網代の標識 B 宇和島市日振島メキガ浦大岩中央点 点 ア Aから宇和島市日振島島頭突端見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市日振島681の2南側角標識見通し130メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第138号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島島頭突端 B 宇和島市日振島庄十浦護岸北角の標識 点 ア Aから宇和島市日振島黒滝鼻見通し80メートルの点 イ Bから宇和島市日振島丸箸鼻見通し80メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第139号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	Aア、アイ、イB及びB Aの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島島頭大岩の標識 B 宇和島市日振島一ツ箸中央の標識 点 ア Aから宇和島市日振島才蔵鼻見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市日振島ウドの口見通し200メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第140号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	A B及びC Dの2直線とA C及びB D間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島一ツ箸中央の標識 B 宇和島市日振島ウドの口 C 宇和島市日振島白石より南へ70メートルの標識 D 宇和島市日振島須坂之門の標識	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第141号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	Aア、アイ及びイCの3直線とA Cの間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bから宇和島市日振島丸箸見通し線より東側15メートル及び西側15メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島竹ケ島オオタニ大岩 B 宇和島市日振島竹ケ島サザエ頂点 C 宇和島市日振島竹ケ島南端 点 ア Aから宇和島市日振島丸箸北端見通し100メートルの点 イ Cから宇和島市日振島島頭見通し100メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第142号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島丸箸の標識 点 ア Aから89度70メートルの点 イ Aから14度260メートルの点 ウ Aから36度312メートルの点 エ Aから89度190メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第143号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島丸箸の標識 点 ア Aから89度70メートルの点 イ Aから89度190メートルの点 ウ Aから111度15分210メートルの点 エ Aから137度110メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第144号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島明海1942番地南角の標識 B 宇和島市日振島明海新田鼻標識 点 ア Aから113度20メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Aから113度170メートルの点 ウ Bから宇和島市日振島横島高鼻見通し170メートルの点 エ Bから宇和島市日振島横島高鼻見通し20メートルの点		
宇特区第145号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bから84度の線の北側航路幅60メートルとAからビヤノ奥見通し線の東側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島明海新田鼻標識 B 宇和島市日振島松ヶ鼻標識 C 宇和島市日振島明海丸壺の標識 点 ア Aから宇和島市日振島赤碁鼻見通し150メートルの点 イ Cから宇和島市日振島赤碁鼻見通し300メートルの点 ウ Cから宇和島市日振島赤碁鼻見通し50メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第146号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路松ヶ鼻標識 点 ア Aから140度24分90メートルの点 イ Aから199度310メートルの点 ウ Aから223度30分304メートルの点 エ Aから270度9分50メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第147号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路大浜標識 B 宇和島市日振島喜路小喜路口標識 点 ア Aから宇和島市日振島早磯の瀬灯標見通し50メートルの点 イ Aから宇和島市日振島早磯の瀬灯標見通し194メートルの点 ウ Bから宇和島市日振島早磯の瀬護岸敷東角見通し194メートルの点 エ Bから宇和島市日振島早磯の瀬護岸敷東角見通し50メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第148号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Bから真方位310度の延長線の北東側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島喜路防波堤西角の標識 B 宇和島市日振島早磯護岸敷の北端から海岸沿いに北東へ140メートルの標識 点 ア Aから38度30分180メートルの点 イ Aから38度30分410メートルの点 ウ Aから65度36分460メートルの点 エ Aから86度270メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第149号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線とケコ、コサ、サシ及びシケの4直線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島3069番地2前護岸の標識 B 宇和島市日振島3309番地(八坂神社)前護岸の標識 点 ア Aから46度290メートルの点 イ Aから46度590メートルの点 ウ Bから46度36分610メートルの点 エ Bから46度36分310メートルの点 オ Aから46度415メートルの点 カ Aから46度465メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					キ Bから46度36分490メートルの点 ク Bから46度36分440メートルの点 ケ イウ間のイから85メートルの点 コ イウ間のイから120メートルの点 サ アエ間のアから120メートルの点 シ アエ間のアから85メートルの点		
宇特区第150号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路松ケ鼻標識 点 ア Aから156度150メートルの点 イ Aから144度344メートルの点 ウ Aから161度36分382メートルの点 エ Aから185度18分220メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第151号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路松ケ鼻標識 点 ア Aから192度260メートルの点 イ Aから167度30分406メートルの点 ウ Aから180度30分492メートルの点 エ Aから202度15分380メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第152号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島堺橋南端 点 ア Aから宇和島市日振島コオラ鼻見通し270メートルの点 イ Aから81度30分282メートルの点 ウ Aから86度30分398メートルの点 エ Aから宇和島市日振島コオラ鼻見通し390メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第153号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島堺橋南端 点 ア Aから114度98メートルの点 イ Aから105度208メートルの点 ウ Aから61度272メートルの点 エ Aから39度194メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第154号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コオラ鼻北端 B 宇和島市日振島中ソネ鼻西端 点 ア Aから宇和島市日振島堺橋南端見通し134メートルの点 イ Bから宇和島市日振島ビヤノ奥見通し154メートルの点 ウ Bから宇和島市日振島ビヤノ奥見通し292メートルの点 エ Aから宇和島市日振島堺橋南端見通し274メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第155号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コオラ鼻北端 点 ア Aから358度30分534メートルの点 イ Aから359度732メートルの点 ウ Aから26度30分814メートルの点 エ Aから34度30分640メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第156号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コオラ鼻北端 点 ア Aから356度296メートルの点 イ Aから357度30分494メートルの点 ウ Aから36度30分600メートルの点 エ Aから51度30分454メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第157号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市赤松只波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市大浦赤松只波と宇和島市吉田町知永との最大低潮時海岸線における境界から海岸沿い西へ100メートルの標識 B 宇和島市赤松只波久保ヶ尻東端から西へ100メートルの標識 C 宇和島市吉田町浅川浅川漁港防波堤付根より西へ100メートルの標識 点 ア AからC見通し80メートルの点 イ AからC見通し260メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町立目竜王鼻見通し290メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町立目竜王鼻見通し110メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特区第158号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市大浦赤松地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市大浦甲2341番地3東角 B 宇和島市赤松赤松漁港防波堤南突端 点 ア Aから宇和島市蛤願成寺中央見通し45メートルの点 イ Aから宇和島市蛤願成寺中央見通し140メートルの点 ウ Bから宇和島市蛤ナガサコ突端見通し130メートルの点 エ Bから宇和島市蛤ナガサコ突端見通し34メートルの点 オ アとエを結んだ線上のアから130メートルの点 カ イとウを結んだ線上のイから130メートルの点 キ イとウを結んだ線上のイから240メートルの点 ク アとエを結んだ線上のアから230メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特区第159号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市坂下津・白浜地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とBD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市白浜220番地の2新田東角の標識 B 宇和島市白浦黒鼻西端 C 宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田東角 D 宇和島市坂下津甲18番地の3地先前棧橋付根 E 宇和島市坂下津甲108番地住宅北角 F 宇和島市坂下津愛媛県水産研究センター魚類検査室前護岸標識 G 宇和島市坂下津戒山水底線陸揚室 点 ア Aから宇和島市本九島忠霊塔見通し50メートルの点 イ Aから宇和島市本九島忠霊塔見通し線とGから宇和島市石応、石応漁港東防波堤突端見通し線との交点 ウ Eから宇和島市九島東端見通し線とGから宇和島市石応、石応漁港東防波堤突端見通し線との交点 エ Eから宇和島市九島東端見通し線とCからF見通し線との交点 オ Dから宇和島市大浦甲2179番地の19西角見通し線とCからF見通し線との交点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特区第160号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応1729番地前護岸北西角標識 B 宇和島市石応1729番地前護岸北東角標識 C 宇和島市石応23番地の1前護岸西端の標識	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					D 宇和島市石応557番地の2前護岸西角から護岸沿い東へ19メートルの標識 点 ア Aから宇和島市本九島1885番地西角見通し30メートルの点 イ Aから宇和島市本九島1885番地西角見通し200メートルの点 ウ Dから宇和島市本九島本光寺東端見通し200メートルの点 エ Dから宇和島市本九島本光寺東端見通し110メートルの点 オ Cから宇和島市本九島1876番地の1前護岸標識見通し70メートルの点 カ Cから宇和島市本九島1876番地の1前護岸標識見通し30メートルの点 キ Bから60度50メートルの点		
宇特区第161号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応地先	A D、Dア及びアBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応バクダ鼻北西端 B 宇和島市石応1633番地の1新田前護岸西角 C 宇和島市石応堂崎鼻北端 D 宇和島市石応鍋島東端 点 ア Bから宇和島市九島小高島中央標識見通し線とCからD見通し線との交点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特区第162号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池1679番地の2新田前護岸西端 点 ア Aから289度77メートルの点 イ Aから289度285メートルの点 ウ Aから259度30分330メートルの点 エ Aから225度180メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特区第163号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池1679番地の2新田前護岸西端 点 ア Aから188度270メートルの点 イ Aから223度30分290メートルの点 ウ Aから217度390メートルの点 エ Aから191度370メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特区第164号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池琵琶ヶ島ドベラギ鼻西端 C 宇和島市小池西防波堤元より北へ55メートルの標識 点 ア AからC見通し455メートルの点 イ Bから191度645メートルの点 ウ Bから264度590メートルの点 エ Aから宇和島市遊子高島小網代見通し730メートルの点 オ Bから242度見通し線と直線アエとの交点 カ Bから243度見通し線と直線イウとの交点 キ Bから247度30分見通し線と直線イウとの交点 ク Bから246度見通し線と直線アエとの交点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特區第165号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島裏地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市九島藤ヶ尻崎鼻から海岸線沿い西へ30メートルの標識 B 宇和島市九島サワジロ標識 点 ア Aから宇和島市吉田町小島灯台見通し800メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町小島灯台見通し150メートルの点 ウ Bから300度140メートルの点 エ Bから300度790メートルの点 オ Aから宇和島市吉田町小島灯台見通し600メートルの点 カ Aから宇和島市吉田町小島灯台見通し380メートルの点 キ Bから300度370メートルの点 ク Bから300度590メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特區第166号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島裏地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市九島宇土ヶ鼻標識 B 宇和島市九島藤ヶ尻崎鼻標識 点 ア Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し750メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し100メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町小島灯台見通し150メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町小島灯台見通し800メートルの点 オ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し550メートルの点 カ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し330メートルの点 キ Bから宇和島市吉田町小島灯台見通し380メートルの点 ク Bから宇和島市吉田町小島灯台見通し600メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特區第167号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島荒網代地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島宇土ヶ鼻北端 B 宇和島市九島坪浦鼻北端 点 ア Aから宇和島市赤松只波鼻マイル標識見通し30メートルの点 イ Aから宇和島市赤松只波鼻マイル標識見通し120メートルの点 ウ Aから89度30分550メートルの点 エ Bから35度45メートルの点 オ Bから247度30分160メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特區第168号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蛤和田地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域。ただし、クオ、オカ、カキ及びキクの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市蛤704番地の1（字長さこ）地先護岸標識 点 ア Aから332度220メートルの点 イ Aから358度285メートルの点 ウ Aから99度315メートルの点 エ Aから123度260メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					オ Aから44度190メートルの点 カ Aから61度195メートルの点 キ Aから87度75メートルの点 ク Aから34度30分60メートルの点		
宇特区第169号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蛤和田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、クオ、オカ、カキ及びキクの4直線で囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市蛤661番地の2前護岸の標識 B 宇和島市蛤77番地の2前護岸南角の標識 点 ア Aから8度105メートルの点 イ Aから36度210メートルの点 ウ Bから49度210メートルの点 エ Bから31度90メートルの点 オ Aから92度230メートルの点 カ Bから10度320メートルの点 キ Bから349度260メートルの点 ク Aから121度135メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特区第170号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蛤地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蛤九島漁港（蛤）中浮防波堤南側付根 B 宇和島市蛤新3番地4新田東角標識 点 ア Bから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角見通し100メートルの点 イ Aから198度180メートルの点 ウ Aから187度30分240メートルの点 エ Bから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角見通し180メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特区第171号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市百之浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市蛤新3番地4新田西角標識 B 宇和島市九島漁港（百之浦）防波堤北側付根 点 ア Aから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角見通し180メートルの点 ウ Bから宇和島市白浦黒鼻見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市白浦黒鼻見通し100メートルの点 オ Aから185度200メートルの点 カ Aから196度30分230メートルの点 キ Aから220度170メートルの点 ク Aから209度130メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特区第172号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市本九島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市九島漁港（百之浦）防波堤南側付根 B 宇和島市本九島1861番地前護岸標識 点 ア Aから宇和島市白浜140番地見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市白浜140番地見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市白浜557番地の3地先前防波堤（小島防波堤）突端見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市白浜557番地の3地先前防波堤（小島防波堤）突端見通し100メートルの点 オ Aから196度235メートルの点 カ Aから204度275メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					キ Aから223度215メートルの点 ク Aから217度165メートルの点		
宇特区第173号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市本九島地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とC A間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市本九島1876番地の1前護岸標識 B 宇和島市本九島1885番地前護岸標識 C 宇和島市本九島箱崎物揚場西角 点 ア Aから宇和島市石応滝鼻鉄塔見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市石応1153番地の4住宅見通し60メートルの点 ウ Cから宇和島市石応漁港東防波堤西側突端見通し100メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特区第174号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市本九島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島小真坂鼻西端 B 宇和島市九島亀田突端 点 ア Aから宇和島市小高島念仏港見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市小高島念仏港見通し230メートルの点 ウ Bから宇和島市小高島東端見通し130メートルの点 エ Bから宇和島市小高島東端見通し50メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特区第175号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小高島地先	アイ、イウ、ウB及びBアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小高島北端より海岸線沿い東へ10メートルの標識 B 宇和島市小高島竜王島北端 点 ア Aから宇和島市九島小真坂鼻見通し40メートルの点 イ Aから宇和島市九島小真坂鼻見通し150メートルの点 ウ Bから宇和島市九島亀田突端見通し50メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特区第176号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小高島地先	Aア、アイ、イC及びADの4直線とDC間及び念仏港周辺の最大低潮時海岸線より10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小高島念仏港南端 B 宇和島市小高島丸山南端 C 宇和島市小高島竜王島南端 D 宇和島市小高島西端 点 ア Bから宇和島市石応鍋島見通し70メートルの点 イ Cから宇和島市石応堂崎見通し100メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特区第177号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市白浜地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市白浜漁港西防波堤西側付根から防波堤沿いに60メートルの標識 B 宇和島市白浜557番地の3地先前防波堤（小島防波堤）突端 点 ア Aから宇和島市本九島忠霊塔見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市本九島1391番地住宅見通し180メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特區第178号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応バクダ鼻北西端 B 宇和島市石応1693番地の2南角から護岸沿い南へ92メートルの標識 点 ア Aから宇和島市石応鍋島頂見通し110メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町野島頂見通し240メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特區第179号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市大小浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応水谷排水口より護岸沿い南へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜2673番地前護岸北角 点 ア Aから宇和島市遊子高島西の丸山頂見通し50メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島西の丸山頂見通し450メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子高島西の丸山頂見通し500メートルの点 エ Bから宇和島市遊子高島西の丸山頂見通し50メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特區第180号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	Cア、アイ、イウ、ウB及びB Cの5直線によって囲まれた区域。ただし、B C間の防波堤西側20メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市小池ヒラ瀬の護岸角 B 宇和島市小池西防波堤西側突端 C 宇和島市小池西防波堤西側付根 点 ア Aから宇和島市小池小城浦鼻見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市小池小城浦鼻見通し200メートルの点 ウ Bから205度50メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特區第181号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池小坪地先	Aア、アC及びA Bの3直線とB C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻北東端 B 宇和島市小池字小坪1531番地の2前護岸北角標識 C 宇和島市小池字白崎1562番地前の護岸北角から海岸沿い南へ30メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小池防波堤突端見通し線とCから281度見通し線との交点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特區第182号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池鳥首島地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池鳥首島内鼻東端 点 ア Aから宇和島市九島真坂鼻見通し90メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島頂見通し300メートルの点 ウ Bから宇和島市小池小池小学校西角見通し40メートルの点	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり
宇特區第183号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦1032番地の2新田前護岸の標識 B 宇和島市平浦1034番地の2南西角の標識 C 宇和島市平浦1047番地新田前護岸西角の標識 D 宇和島市平浦浮防波堤東側突端	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く）	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから196度100メートルの点 イ Cから198度180メートルの点 ウ BからD見通し線とCから198度見通し線との交点		
宇特区第184号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市藤地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市藤大谷鼻から海岸線沿い西へ20メートルの標識 B 宇和島市藤大谷東標識 点 ア Aから宇和島市平浦958番地の1東角見通し100メートルの点 イ Bから宇和島市平浦916番地の5新田西端見通し170メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第185号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島小高島地先	Aア、アイ、イウ、ウC及びBCの5直線とA B間及び念仏堂周囲の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小高島北端 B 宇和島市小高島西端 C 宇和島市小高島念仏堂西端 D 宇和島市九島小真坂鼻 点 ア AからD見通し150メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し300メートルの点 ウ Cから296度170メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第186号	第1種漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市坂下津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市坂下津丙132番地の2新田前護岸南西角標識 B 宇和島市坂下津甲254番地の6前護岸東角より護岸沿い西へ60メートルの標識 C 宇和島市坂下津甲64番地前護岸北角 点 ア AからC見通し60メートルの点 イ Bから210度30分40メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第187号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦無月地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦と同市藤との最大高潮時海岸線における境界 B Aから海岸沿い南へ40メートルの標識 C 宇和島市三浦無月崎埋立地南角 点 ア Aから275度200メートルの点 イ Aから275度350メートルの点 ウ Bから275度350メートルの点 エ Cから宇和島市三浦山崎鼻北端見通し400メートルの点 オ Cから宇和島市三浦山崎鼻北端見通し200メートルの点 カ Bから275度200メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特区第188号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦無月地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦無月川河口右岸端 B 宇和島市三浦船隠川河口右岸端から護岸沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市三浦深浦真谷見通し650メートルの点 イ Bから宇和島市三浦小外鼻西端見通し270メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第189号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦天満地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦東1761番地西端の標識 B 宇和島市三浦東1747番地北端の標識 点 ア Aから宇和島市三浦小外鼻西端見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西3163番地採石場見通し120メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特区第190号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦天満地先	Aア、アイ及びイCの3直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦東1955番地1西北端の標識 B 宇和島市三浦天満神社御旅所浜西北護岸の標識 C 宇和島市三浦えひめ南農協三浦支所天満出張所前北西角護岸標識から護岸沿い北西へ80メートルの標識 点 ア Aから宇和島市三浦赤崎鼻北端見通し130メートルの点 イ Bから宇和島市三浦白岩見通し80メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特区第191号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦天満地先	A B、Bア、アイ及びイDの4直線とA D間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦東新60番地北角の標識 B 宇和島市三浦えひめ南農協三浦支所天満出張所前北西角護岸標識 C 宇和島市三浦白岩 D 宇和島市三浦赤崎鼻北端 点 ア Cから宇和島市三浦天満神社御旅所浜北端見通し50メートルの点 イ Dから宇和島市三浦無月崎埋立地南角見通し180メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特区第192号	第1種漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦おしめ鼻東端 B Aから海岸沿い北西へ70メートルの標識 点 ア Aから宇和島市三浦船隠川河口見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦高松鼻西端見通し200メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特区第193号	第1種漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦長髯鼻北端 B 宇和島市三浦尾崎鼻突端から海岸線沿い東へ100メートルの標識 点 ア Aから宇和島市平浦下手先見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市平浦下手先見通し50メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特区第194号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦尾崎地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦梨ノ木鼻西端 B 宇和島市三浦寺ヶ鼻西南端 点 ア Bから宇和島市三浦安米崎落簀の標識見通し100メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特区第195号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦大内地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域から、Cウ、ウエ及びエDの3直線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点 A 宇和島市三浦みかん鼻西端 B 宇和島市三浦名切崎突端	宇和島市三浦	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					C 竹ヶ鼻東端の標識 D 竹ヶ鼻西端の標識 点 ア Aから宇和島市三浦安米崎見通し560メートルの点 イ Bから宇和島市三浦尾崎御伊勢神社見通し200メートルの点 ウ Cから333度200メートルの点 エ Dから宇和島市三浦山崎神社見通し200メートルの点		
宇特区第196号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦大内、安米地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西新10番地前護岸標識 B 宇和島市三浦西440番地東端の標識 点 ア AからB見通し210メートルの点 イ Bから宇和島市三浦名切崎突端見通し225メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特区第197号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦安米地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦山崎鼻北端から海岸線沿い南へ100メートルの標識 B 宇和島市三浦ヨタゴ鼻東端 点 ア Aから105度460メートルの点 イ Bから宇和島市三浦寺ヶ鼻西南端見通し200メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特区第198号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	宇和島市津島町岩松地先	Aア、アイ、イウ、ウC及びDEの5直線とA E及びC D間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町玉ヶ月水門 B 宇和島市津島町玉ヶ月タンボ鼻北端 C 宇和島市津島町岩松干拓地護岸西南角 D 宇和島市津島町岩松川右岸堤防標識1号 E 宇和島市津島町巽橋西詰北角 F 宇和島市津島町岩松港防波堤東側突端 点 ア AからC見通し30メートルの点 イ BからF見通し30メートルの点 ウ BからF見通し180メートルの点	宇和島市津島町	別記1及び2のとおり
宇特区第199号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ、及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦蜂ノ巣鼻突端 点 ア Aから164度300メートルの点 イ Aから153度180メートルの点 ウ Aから220度200メートルの点 エ Aから204度310メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第200号	第1種画漁業	真珠貝垂下式とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦中水谷の標識 点 ア Aから270度310メートルの点 イ Aから270度200メートルの点 ウ Aから304度250メートルの点 エ Aから322度180メートルの点 オ Aから342度590メートルの点 カ Aから322度600メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第201号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘北福浦漁港北防波堤付根西側 B 宇和島市津島町北灘北福浦漁港鋼製浮消波堤I堤南東角	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり

免許番号	漁種	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						C 宇和島市津島町北灘北福浦漁港FRP製浮消波堤1号堤南東角 D 宇和島市津島町北灘北福浦漁港FRP製浮消波堤57号堤北東角 点 ア Aから281度525メートルの点 イ Aから245度285メートルの点 ウ Bから113度995メートルの点 エ Bから113度130メートルの点 オ Cから121度30メートルの点 カ Cから115度130メートルの点 キ Dから95度140メートルの点		
宇特区第202号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘北福浦漁港南防波堤南西角 点 ア Aから206度150メートルの点 イ Aから206度520メートルの点 ウ Aから233度600メートルの点 エ Aから315度255メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり	
宇特区第203号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びオカの4直線とエオ及びカア間の最大低潮時海岸線から20メートルの線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘スズレ鼻南端 点 ア Aから280度80メートルの点 イ Aから243度240メートルの点 ウ Aから145度504メートルの点 エ Aから130度530メートルの点 オ Aから115度220メートルの点 カ Aから140度20メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり	
宇特区第204号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙1150番地の1作業舎西角 B 宇和島市津島町北灘掛網代防波堤南側付根 C 宇和島市津島町北灘掛網代船揚場北西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘濬の元護岸東端見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘濬の元護岸東端見通し250メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し180メートルの点 エ Cから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し250メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘濬の元護岸東端見通し400メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり	
宇特区第205号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙1150番地の1作業舎西角 B 宇和島市津島町北灘掛網代船揚場北西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘濬の元護岸東端見通し470メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し320メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し370メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘濬の元護岸東端見通し520メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり	
宇特区第206号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘木浦松鼻南東端 B 宇和島市津島町北灘牛之浦鼻南東端	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり	

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し60メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘曲烏護岸西端見通し60メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘曲烏護岸西端見通し380メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し430メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し160メートルの点 カ Bから宇和島市津島町北灘曲烏護岸西端見通し165メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘曲烏護岸西端見通し270メートルの点 ク Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し260メートルの点		
宇特区第207号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘乙412番地宅地西角 B 宇和島市津島町北灘乙147番地住宅西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し225メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し535メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し830メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し380メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し320メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し425メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し590メートルの点 ク Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し495メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第208号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙412番地宅地西角 B 宇和島市津島町北灘乙147番地住宅西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し590メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し660メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し945メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し880メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第209号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘国永防波堤南角付根 B 宇和島市津島町北灘国延東側外ヶ浦鼻から海岸沿い西へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4（北灘漁協南部支所）事務所東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し320メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4（北灘漁協南部支所）事務所東角から護岸沿い	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					<p>東へ20メートルの標識見通し795メートルの点</p> <p>ウ B から宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し580メートルの点</p> <p>エ B から宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し85メートルの点</p> <p>オ A から宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4（北灘漁協南部支所）事務所東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し520メートルの点</p> <p>カ A から宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4（北灘漁協南部支所）事務所東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し620メートルの点</p> <p>キ B から宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し400メートルの点</p> <p>ク B から宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し300メートルの点</p>		
宇特區第210号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域及び宇和島市津島町北灘鵜之浜防波堤突端から同町岩松玉ケ月金比羅鼻から海岸沿い北へ200メートルの標識見通し線から西側航路幅100メートルの区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市津島町北灘国延東側外ヶ浦鼻の標識 B 宇和島市津島町北灘鵜之浜田ノ谷鼻の標識 C 宇和島市津島町岩松港鵜刺防波堤灯台付け根から北へ海岸沿い190メートルの標識</p> <p>点 ア A から宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し90メートルの点 イ A から宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し580メートルの点 ウ C から宇和島市津島町北灘掛網代天満神社見通し395メートルの点 エ B からア見通し300メートルの点 オ A から宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し300メートルの点 カ A から宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し400メートルの点 キ ウからエ見通し170メートルの点 ク ウからエ見通し270メートルの点</p>	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特區第211号	第1種漁業	真珠貝垂下式・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町北灘大森ドハイの鼻突端 B 宇和島市津島町北灘瀬鼻突端</p> <p>点 ア A から宇和島市津島町下灘須下崎灯台見通し300メートルの点 イ B から193度965メートルの点 ウ B から135度385メートルの点 エ B から宇和島市津島町前島島頂見通し60メートルの点</p>	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特區第212号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田之浜地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、カア、アキ、キク及びクカの4直線によって囲まれた区域及びAケ、ケコ、コEの3直線とA E間の最大低潮時海岸線から50メートルの線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市津島町田之浜八ガマの鼻南西端 B 宇和島市津島町田之浜漁港防波堤西側付根から</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					防波堤沿い西へ100mの標識 C 宇和島市津島町田之浜中瀬の標識 D 宇和島市津島町田之浜ダシビキの鼻西端 E 宇和島市津島町田之浜小水谷の鼻南西端 F 宇和島市津島町曾根ウドの鼻西端 点 ア Aから宇和島市津島町前島島頂見通し570メートルの点 イ Fから宇和島市津島町前島島頂見通し1,280メートルの点 ウ Fから宇和島市津島町前島島頂見通し700メートルの点 エ Cから宇和島市津島町裸島西端見通し750メートルの点 オ Cから宇和島市津島町裸島西端見通し150メートルの点 カ Aから宇和島市津島町前島島頂見通し430メートルの点 キ Dから254度見通し810メートルの点 ク Dから254度見通し630メートルの点 ケ Aから宇和島市津島町成由良小学校成本校体育館見通し250メートルの点 コ Eから宇和島市津島町成船越運河灯台見通し200メートルの点		
宇特区第213号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根大迫の鼻先端 B 宇和島市津島町曾根平工門ダケ地先端 C 宇和島市津島町曾根防波堤西側付根から西へ230メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島南端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島南端見通し490メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町田風大明崎見通し480メートルの点 エ Bから宇和島市津島町田風防波堤突端見通し400メートルの点 オ Cから宇和島市津島町田風赤岩見通し150メートルの点 カ Cから宇和島市津島町田風赤岩見通し35メートル点 キ Bから宇和島市津島町田風防波堤突端見通し100メートルの点 ク Aから宇和島市津島町田風大明崎見通し100メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第214号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町脇地先	アイ、イウ、ウエ、オカ、カキ、キア及びエCの7直線とBC間の最大低潮時海岸線50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町脇こいの浦の鼻北西端 B 宇和島市津島町田風中瀬の標識 C 宇和島市津島町田風広浦の護岸東端 D 宇和島市津島町田風広浦の鼻北西端 点 ア Aから宇和島市津島町曾根八幡神社見通し20メートルの点 イ Aから宇和島市津島町曾根八幡神社見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町曾根平工門ダケ見通し270メートルの点 エ Cから宇和島市津島町裸島西端見通し280メー	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					トルの点 オ Bから宇和島市津島町首根平工門ダケ見通し110メートルの点 カ Dから356度58分110メートルの点 キ Dから50度125メートルの点		
宇特区第215号	第1種漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町脇地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風広浦の鼻北端 B 宇和島市津島町田風中瀬の標識 点 ア Aから356度58分110メートル イ Aから56度45分125メートルの点 ウ Aから82度30分85メートルの点 エ Bから宇和島市津島町首根平工門ダケ見通し50メートルの点 オ Bから宇和島市津島町首根平工門ダケ見通し100メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第216号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町泥目水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水ウバ簀の頂点 B Aから海岸線沿い東へ100メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町泥目水エボシ鼻見通し160メートルの点 イ Bから宇和島市津島町泥目水トノ浦灘西端見通し180メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第217号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井ソネ崎西角標識 B 宇和島市津島町坪井下溝中央標識 点 ア Bから宇和島市津島町平井白石の鼻見通し335メートルの点 イ Bから宇和島市津島町平井白石の鼻見通し510メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町平井平井漁港護岸東角見通し500メートルの点 エ Aから宇和島市津島町平井平井漁港護岸東角見通し320メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第218号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井二又西護岸中央標識 B 宇和島市津島町坪井首根崎東角 点 ア Aから180度見通し線とBから宇和島市津島町坪井カリヤゴの丘見通し線との交点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第219号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井黒鼻 B 宇和島市津島町坪井山崎鼻 点 ア Aから宇和島市津島町曲烏引出し鼻見通し730メートルの点 イ Bから宇和島市津島町曲烏エビヶ鼻見通し見通し150メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第220号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Dエ及びエBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町坪井マサカリ鼻東端 B 宇和島市津島町坪井下刈谷鼻東端 C 宇和島市津島町下刈谷福島鼻東端 D 宇和島市津島町坪井下刈谷引揚上ノ道標識	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから宇和島市津島町針木宮の鼻見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市津島町嵐大場の鼻見通し100メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町嵐宮の鼻棧橋見通し240メートルの点 エ Dから宇和島市津島町嵐ハゲの鼻見通し線とBから同町坪井竜王鼻見通し線との交点		
宇特区第221号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井中鼻 B 宇和島市津島町竜王鼻 点 ア Aから宇和島市津島町嵐小島の谷護岸南端見通し200メートルの点 イ Bから96度30分見通し40メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第222号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町鼠鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町弓立小弓立の鼻南角 B 宇和島市津島町鼠鳴浮防波堤南側付根 点 ア Aから宇和島市津島町坪井竜王鼻東端見通し(180度20分)100メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦枯木の鼻見通し200メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第223号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦346番地前護岸標識 B 宇和島市津島町横浦天崎345番地倉庫東角 点 ア Aから宇和島市津島町坪井公民館南角見通し110メートルの点 イ Bから宇和島市津島町坪井415番地5倉庫東角見通し(265度30分)115メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第224号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦天崎345番地倉庫東角 B 宇和島市津島町横浦小の浦峰46番地南端の標識 点 ア Aから宇和島市津島町坪井415番地5倉庫東角見通し(265度30分)115メートルの点 イ Bから宇和島市津島町坪井317番地住宅南角見通し(263度)80メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第225号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦小の浦峰46番南端の標識 B 宇和島市津島町横浦9番地の10南西角 点 ア Aから宇和島市津島町坪井317番地南角見通し80メートルの点 イ Bから宇和島市津島町坪井竜王鼻見通し120メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第226号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦9番地の10南西角 B 宇和島市津島町嵐小島の谷中央標識 点 ア Aから宇和島市津島町坪井竜王鼻見通し120メートルの点 イ Bから宇和島市津島町坪井中鼻見通し300メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第227号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦676番地の1下灘漁業協同組作業場西角 B 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦270番地西角前護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町嵐甲70番地の1東角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市津島町嵐宮の鼻棧橋見通し50メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第228号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式・とさりの養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cウ、ウエ及びエDの3直線とC D間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町嵐宮の鼻棧橋北東角 B 宇和島市津島町嵐ハゲノ鼻北東角 C 宇和島市津島町嵐番外21番地1倉庫西角護岸標識 D 宇和島市津島町嵐番外70番地2自動車看板西角の標識 点 ア Aから宇和島市津島町嵐慶ヶ浦131番地西角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市津島町嵐676番地(寄宿舍)西角見通し110メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町嵐番外23番地1住宅東端の標識見通し100メートルの点 エ Dから宇和島市津島町嵐番外23番地1住宅東端の標識見通し140メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第229号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とA D間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐番外乙1番地前護岸の標識 B 宇和島市津島町嵐サネモリ岩 C 宇和島市津島町嵐大場の鼻北端の標識 D 宇和島市津島町嵐大場の鼻南端の標識 点 ア Aから宇和島市津島町嵐小島の島頂見通し160メートルの点 イ Bから宇和島市津島町坪井竜王鼻見通し160メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町坪井マサカリ鼻見通し150メートルの点 エ Dから宇和島市津島町坪井マトガ鼻見通し180メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第230号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町針木地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木大波の浜259番地1地先大波の浜埋立地北端から護岸沿い南へ12メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ85メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町曲烏防波堤北側付根見通し220メートルの点 イ Bから宇和島市津島町曲烏エビヶ鼻見通し210メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第231号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町針木地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木高立黒岩の標識 B 宇和島市津島町針木宮の鼻南西端 C 宇和島市津島町針木111番地の1作業場前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し270	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					メートルの点 イ B から宇和島市津島町柿の浦落網代北端見通し200メートルの点 ウ C から宇和島市津島町塩定竜の越見通し160メートルの点		
宇特区第232号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町浦知地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町浦知宮の鼻北端標識 B 宇和島市津島町浦知防波堤西側付根 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し80メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し80メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第233号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦770番地の2住宅前護岸標識 B 宇和島市津島町柿の浦久保浦758番地西南端前護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦鷺のくそ鼻見通し140メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦鷺のくそ鼻見通し120メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第234号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平乙78番地7護岸東角 B 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識 C 宇和島市津島町柿の浦706番地作業場北角標識 D 宇和島市津島町柿の浦743番地の1作業場南角標識 点 ア Aから宇和島市津島町大場の鼻見通し線とDから同町柿の浦竜王祠見通し線との交点 イ Dから宇和島市津島町柿の浦竜王祠見通し70メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町柿の浦759番地住宅前護岸標識見通し線(45度)とAからC見通し線との交点 エ Bから宇和島市津島町柿の浦759番地住宅前護岸標識見通し70メートルの点 オ Aから宇和島市津島町大場の鼻見通し50メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第235号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦中鼻東端 B 宇和島市津島町柿の浦落網代護岸南角 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦771番地作業場南角見通し100メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦高平前水門見通し130メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第236号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曲島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町大浦ウス簀から海岸線沿い東へ60メートルの標識 B 宇和島市津島町大浦浜の中央標識 C 宇和島市津島町大浦ウス簀の標識 点 ア Aから宇和島市津島町坪井畑尻護岸東角見通し	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免番	許号	漁種	業類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
							30メートルの点 イ Aから宇和島市津島町坪井畑尻護岸東角見通し 250メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町坪井下溝の鼻見通し250 メートルの点 エ Cから宇和島市津島町坪井下溝の鼻見通し500 メートルの点 オ Bから宇和島市津島町坪井二又福島見通し630 メートルの点 カ Bから宇和島市津島町坪井二又福島見通し30メ ートルの点		
宇特区 第237 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業		1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町平井地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線に よって囲まれた区域。ただし、アク、クケ、ケコ及びコアの 4直線とによって囲まれた漁場区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町平井長瀬の鼻北西端 B 宇和島市津島町平井336番地由良小学校平井分 校西端護岸標識 C 宇和島市津島町森ヶ鼻北端 D 宇和島市津島町平井336番地由良小学校平井分 校東側水路から東へ12メートルの護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島高島山頂見通し15 0メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島高島山頂見通し60 0メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘柏崎見通し460メー トルの点 エ Cから宇和島市津島町北灘柏崎見通し200メー トルの点 オ Bから316度30分225メートルの点 カ Bから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し275メ ートルの点 キ Bから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し240メ ートルの点 ク Aから宇和島市津島町竹ヶ島高島山頂見通し24 0メートルの点 ケ Dから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し350メ ートルの点 コ Dから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し240メ ートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり	
宇特区 第238 号	第1種 区画漁 業	ひおう ぎ垂下 式養殖 業		1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町平井地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町平井長瀬の鼻北西端 B 宇和島市津島町由良小学校平井分校東側水路か ら東へ12メートルの護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島高島山頂見通し15 0メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島高島山頂見通し24 0メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し350メ ートルの点 エ Bから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し240メ ートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり	
宇特区 第239 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業		1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町平井地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線とによって囲まれた区 域 基点 A 宇和島市津島町平井シビ網代防波堤北側付根 B 宇和島市津島町平井17番地53北角 点 ア Aから宇和島市津島町平井平井漁港護岸北西角 見通し55メートルの点 イ Aから宇和島市津島町平井平井漁港護岸北西角 見通し120メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり	

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Bから宇和島市津島町平井水ヶ浦385番地小屋見通し120メートルの点 エ Bから宇和島市津島町平井水ヶ浦385番地小屋見通し50メートルの点		
宇特区第240号	第1種画漁業	ひおろぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町平井地先	アイ、イウ、ウエ及びBアの4直線とBC間の最大低潮時海岸線10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町平井塩谷の浜中央標識 B Cから海岸線沿い西へ55メートルの標識 C 宇和島市津島町平井白石の鼻東端 点 ア Aから宇和島市津島町針木大場の浜南端見通し90メートルの点 イ Aから宇和島市津島町針木大場の浜南端見通し190メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町平井マトケ鼻見通し70メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第241号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町漁家地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町漁家西ヶ谷川尻護岸標識 B Aから西へ75メートルの標識 C 赤崎東鼻北端 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し40メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し175メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町竹ヶ島コオトシ鼻見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市津島町竹ヶ島コオトシ鼻見通し330メートルの点 オ Cから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し295メートルの点 カ Cから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し160メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第242号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	Cア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とCD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成クワガサコ鼻南端標識 B 宇和島市津島町成赤崎鼻シモリ簷頂点 C 宇和島市津島町成赤崎鼻西の標識 D 宇和島市津島町成赤崎東の鼻標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘福浦越見通し160メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦越見通し310メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し70メートルの点 エ Bから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し200メートルの点 オ Dから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し250メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第243号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成城の鼻突端 B 宇和島市津島町由良小学校成本校運動場西端の標識 点 ア Aから宇和島市津島町前島西端見通し280メートルの点 イ Bから宇和島市津島町泥目水西ヶ坂防波堤付根見通し250メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第244号	第1種区画漁業	とさかのり養殖業	1月1日から5月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成寺崎突端 B Aから西へ直線距離60メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘柏崎突端見通し280メートルの点 イ Bから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し260メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記1及び2のとおり
宇特区第245号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Dエ、エオ及びオEの3直線とD E間の最大低潮時から30メートルの線とによって囲まれた区域、Fカ及びカGの2直線とF G間の最大低潮時海岸線から30メートルの線によって囲まれた区域並びにHキ及びキIの2直線とH I間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町須下寺崎と同町須下長畑境界線の寺崎側道路2番目排水口 B 宇和島市津島町須下長畑護岸中央標識 C 宇和島市津島町須下新防波堤東側付根より北へ10メートルの標識 D 宇和島市津島町須下64番地の6所有地北端 E 宇和島市津島町須下64番地の6作業場南角 F 宇和島市津島町須下64番地の8小屋北角前護岸標識 G 宇和島市津島町須下中鼻スゲ2 F 4電柱から護岸沿い東へ2メートルの標識 H 宇和島市津島町須下中鼻スゲ2 F 4電柱から護岸沿い西へ8メートルの標識 I 宇和島市津島町須下白石の鼻北東端 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し270メートルの点 イ Bから331度30分300メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町須下724番地の2住宅中央見通し128メートルの点 エ Dから宇和島市津島町須下417番地2作業場北角見通し85メートルの点 オ Eから宇和島市津島町須下416番地住宅南角見通し105メートルの点 カ Fから宇和島市津島町須下白石の鼻見通し線とGから同町竹ヶ島山頂部重なり目見通し線との交点 キ Iから宇和島市津島町須下55番地作業場護岸排水口見通し線とHから宇和島市津島町竹ヶ島山頂部重なり目見通し線との交点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第246号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下64番地の8小屋北角前護岸標識 B 宇和島市津島町須下中鼻スゲ2 F 4電柱から東へ2メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町須下白石の鼻見通し線とBから同町竹ヶ島山頂部重なり目見通し線との交点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第247号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から15メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下188番地の1住宅北角護岸の標識 B 宇和島市津島町須下196番地冷蔵庫南角の標識	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					<p>点 ア Aから宇和島市津島町須下457番地冷蔵庫南角見通し80メートルの点</p> <p>イ Bから宇和島市津島町須下455番地住宅北角見通し80メートルの点</p>		
宇特区第248号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町須下457番地冷蔵庫南角の標識</p> <p>B 宇和島市津島町須下449番地の2住宅南角前護岸標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町須下平瀨西野の浜北角見通し70メートルの点</p> <p>イ Bから宇和島市津島町須下新浜防波堤突端見通し80メートルの点</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第249号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町須下463番地住宅護岸標識</p> <p>B 宇和島市津島町須下711番地1作業場前護岸北東角</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町泥目水7番地35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し150メートルの点</p> <p>イ Bから宇和島市津島町須下中鼻スゲ2 F 4電柱見通し122メートルの点</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第250号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカBの7直線とA E間及びH B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Eキ、キク及びクFの3直線とE F間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域、Fケ、ケコ及びコGの3直線とF G間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域並びにGサ、サシ及びシHの3直線とG H間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市津島町須下雲泊の護岸南東角の標識</p> <p>B 宇和島市津島町須下762番地の2作業場南角</p> <p>C Bから護岸沿い北東へ56メートルの標識</p> <p>D Aから海岸線沿い南へ65メートルの標識</p> <p>E Aから海岸線沿い北へ37メートルの標識</p> <p>F 宇和島市津島町須下461番地作業場東角護岸標識</p> <p>G 宇和島市津島町須下463番地住宅護岸標識</p> <p>H 宇和島市津島町須下711番地1作業場護岸北東角</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町須下平瀨西野の浜北角見通し110メートルの点</p> <p>イ Dから121度410メートルの点</p> <p>ウ Dから121度335メートルの点</p> <p>エ Cから122度30分335メートルの点</p> <p>オ Cから122度30分170メートルの点</p> <p>カ Bから宇和島市津島町須下長畑護岸の中央標識見通し145メートルの点</p> <p>キ Eから宇和島市津島町泥目水7番地35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し135メートルの点</p> <p>ク Fから宇和島市津島町泥目水7番地35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し145メートルの点</p> <p>ケ Fから宇和島市津島町泥目水7番地35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し103メートルの点</p> <p>コ Gから宇和島市津島町泥目水7番地35下灘漁業</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					協同組合真珠貝研究所中央見通し125メートルの点 サ Gから宇和島市津島町泥目水7番地35下灘漁業 協同組合真珠貝研究所中央見通し150メートルの点 シ Hから宇和島市津島町須下中鼻スゲ2F4電柱見通し122メートルの点		
宇特区第251号	第1種画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越海底ケーブル敷設指示標 B 宇和島市津島町竹ヶ島道越の鼻東端 点 ア Aから152度30分見通し134メートルの点 イ Aから152度30分見通し285メートルの点 ウ Bから157度見通し340メートルの点 エ Bから157度見通し170メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第252号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びボアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越の鼻東端 B 宇和島市津島町竹ヶ島モチ岩 C 宇和島市津島町竹ヶ島弁天山頂 点 ア Aから157度見通し170メートルの点 イ Aから157度見通し340メートルの点 ウ Cから161度30分見通し360メートルの点 エ Cから161度30分見通し160メートルの点 オ Bから148度30分見通し164メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第253号	第1種画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島弁天山頂 B 宇和島市津島町竹ヶ島弁天の2番岩 点 ア Aから161度30分見通し160メートルの点 イ Aから161度30分見通し360メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町漁家仏崎見通し350メートルの点 エ Bから宇和島市津島町漁家仏崎見通し150メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第254号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町由良岬三ツ簀の標識 点 ア Aから90度100メートルの点 イ Aから90度400メートルの点 ウ Aから135度570メートルの点 エ Aから165度410メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第255号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町雨崎ク口鼻突端 点 ア Aから230度100メートルの点 イ Aから230度500メートルの点 ウ Aから260度600メートルの点 エ Aから300度300メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第256号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町網代地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカDの7直線とB D間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町雨崎東端 B 南宇和郡愛南町網代外防波堤東側突端 C 南宇和郡愛南町網代網代鼻東端 D 南宇和郡愛南町荒瀬荒瀬鼻東端 点 ア AからB見通し400メートルの点 イ AからC見通し300メートルの点 ウ AからC見通し500メートルの点 エ Cから90度500メートルの点 オ Cから90度150メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					カ Dから90度250メートルの点		
宇特区第257号	第1種漁業	ひおづぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町網代網代鼻東端 B 南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻東端 点 ア Aから90度150メートルの点 イ Aから90度500メートルの点 ウ Bから90度500メートルの点 エ Bから90度250メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第258号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	Bカ、カA、Aア、アイ、イエ、エオ、オD及びDCの8直線とC B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただしクク、クケ、ケコ及びココの4直線によって囲まれた海域並びにサシ、シス、スセ及びセサの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻東端 B 南宇和郡愛南町魚神山179-3番地南端の標識 C 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端 D 南宇和郡愛南町魚神山ナガツ工鼻南端 E 南宇和郡愛南町魚神山1351番地(クロサイ浜東端)の標識 F 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎瀬の標識 点 ア Aから90度500メートルの点 イ Dから170度600メートルの点 ウ Fから180度400メートルの点 エ イからウ見通し150メートルの点 オ DからE見通し150メートルの点 カ Aから0度500メートルの点 キ Cから108度280メートルの点 ク Cから99度410メートルの点 ケ Cから116度480メートルの点 コ Cから128度370メートルの点 サ Cから89度100メートルの点 シ Cから83度250メートルの点 ス Cから114度290メートルの点 セ Cから139度180メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第259号	第1種漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端 点 ア Aから108度280メートルの点 イ Aから99度410メートルの点 ウ Aから116度480メートルの点 エ Aから128度370メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第260号	第1種漁業	ひおづぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端 点 ア Aから89度100メートルの点 イ Aから83度250メートルの点 ウ Aから114度290メートルの点 エ Aから139度180メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第261号	第1種漁業	ひおづぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻東端 B 南宇和郡愛南町魚神山179-3番地南端角の標識 点 ア Aから0度500メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第262号	第1種漁業	ひおづぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	アイ、イウ、ウC、CB及びBAの5直線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山ナガツ工鼻南端	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 南宇和郡愛南町魚神山1351番地（クロサイ浜東端）の標識 C 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎濬標識 点 ア AからB見通し150メートルの点 イ Aから170度470メートルの点 ウ Cから180度200メートルの点		
宇特区第263号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	A B、B イ、イア及びアAの4直線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山やなごさこーつ濬の標識 B 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎濬の標識 C 南宇和郡愛南町観音崎西突端の標識 点 ア Cから南宇和郡愛南町荒瀬荒瀬鼻見通し100メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町荒瀬荒瀬鼻見通し600メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第264号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山船越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山船越運河防波堤南側突端 点 ア Aから180度150メートルの点 イ Aから180度450メートルの点 ウ イから270度80メートルの点 エ Aから270度80メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第265号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町油袋水淵鼻南端 B 南宇和郡愛南町油袋212番地（長濬）の西端 C 南宇和郡愛南町塩子島南端の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町雨崎見通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町雨崎見通し450メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町雨崎見通し450メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町雨崎見通し600メートルの点 オ Cから南宇和郡愛南町雨崎見通し200メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町雨崎見通し50メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第266号	第1種画漁業	ひおろぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町塩子島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町塩子島東端の標識 B 南宇和郡愛南町塩子島北端の標識 点 ア Aから27度150メートルの点 イ Bから84度200メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第267号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町塩子島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町油袋216番地東端の標識 点 ア Aから120度250メートルの点 イ Aから145度400メートルの点 ウ Aから塩子島北端見通し350メートルの点 エ Aから塩子島北端見通し150メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第268号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町油袋216番地東端の標識 B 南宇和郡愛南町油袋242番地南東端の標識 点 ア Aから90度50メートルの点 イ Bから122度170メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第269号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町油袋242番地南東端の標識 点 ア Aから90度200メートルの点 イ Aから90度500メートルの点 ウ イから180度800メートルの点 エ アから180度800メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第270号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア、アB、イD及びCイの4直線とBC間及びDA間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋250番地(豆曾)の標識 B 南宇和郡愛南町油袋276番地(上ノ谷)東角の標識 C 南宇和郡愛南町油袋262番地防波堤東側標識 D 南宇和郡愛南町油袋257番地の標識 点 ア Aから5度300メートルの点 イ Cから93度125メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第271号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋262番地中防波堤東側標識 B 南宇和郡愛南町油袋257番地の標識 点 ア Aから93度125メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第272号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア、アB、Cイ、イD、Eウ、ウエ及びエアの7直線とBC間及びDE間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。但し、Cオ、オカ、カキ及びキCの4直線に囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町油袋530-1番地南角の標識 C 南宇和郡愛南町油袋276番地(上ノ谷)東角の標識 D 南宇和郡愛南町油袋250番地(豆曾)の標識 E 南宇和郡愛南町油袋242番地東端南角の標識 点 ア Aから275度410メートルの点 イ Dから5度300メートルの点 ウ Eから90度500メートルの点 エ Aから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し500メートルの点 オ Cから0度80メートルの点 カ Cから65度190メートルの点 キ Cから90度170メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第273号	第1種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町家串1-1番地小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町油袋530-1番地の標識 点 ア Aから275度410メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第274号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	Aア、アイ、イウ、ウH、HG、Eエ、エオ及びオBの8直線とAB及びEG間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ及びケカの4直線に囲まれた海域並びにサシ、シス、スコ及びコサの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町家串小松鼻東の標識 C 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜)東角の標識 D 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端 E 南宇和郡愛南町家串1266番地の2(若宮神社)前埋立地北側突端 F 南宇和郡愛南町家串1333番地(波切)の標識	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					G 南宇和郡愛南町家串恵美須崎の標識 H 南宇和郡愛南町家串恵美須嶮の標識 I 南宇和郡愛南町家串保育所裏防波堤の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し500メートルの点 イ Fから南宇和郡愛南町塩子島北端見通し600メートルの点 ウ Hから南宇和郡愛南町黒嶮見通し580メートルの点 エ DからE見通し230メートルの点 オ Cから170度200メートルの点 カ Aから116度130メートルの点 キ Aから145度240メートルの点 ク Aから128度300メートルの点 ケ Aから100度230メートルの点 コ Iから278度200メートルの点 サ Iから280度84メートルの点 シ Iから2度114メートルの点 ス Iから352度232メートルの点		
宇特区第275号	第1種画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線に囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町家串1-1番地小松鼻南端 点 ア Aから116度130メートルの点 イ Aから145度240メートルの点 ウ Aから128度300メートルの点 エ Aから100度230メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第276号	第1種画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	Aア、アイ、及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜)東角の標識 B 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端 C 南宇和郡愛南町家串神社前防波堤北側突端 点 ア Aから170度200メートルの点 イ BからC見通し230メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第277号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町家串(若宮神社)防波堤の標識 点 ア Aから280度84メートルの点 イ Aから278度200メートルの点 ウ Aから352度232メートルの点 エ Aから2度114メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第278号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町平嶮地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエアの5直線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町家串恵美須嶮の標識 B 南宇和郡愛南町平嶮外防波堤南側突端 点 ア Aから151度540メートルの点 イ Aから119度550メートルの点 ウ エから水門口見通し150メートルの点 エ Bから90度60メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第279号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町須ノ川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線に囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町須の川水門口の標識 B 南宇和郡愛南町平嶮668番地(立嶮)の標識 C Aより海岸線沿い北へ140メートルの点 D 南宇和郡愛南町恵美須嶮の標識 点 ア CからD見通し630メートルの点 イ Bから180度600メートルの点 ウ イから90度450メートルの点 エ CからD見通し30メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第280号	第1種画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町須ノ川地先	アイ、イウ、ウA及びAアの4直線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町須ノ川水門口の標識 B Aより海岸線沿い北へ140メートルの点 C 南宇和郡愛南町恵美須瀬の標識 点 ア BからC見通し30メートルの点 イ BからC見通し630メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町塩子島南端見通し600メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第281号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町須ノ川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町須ノ川水門口の標識 B 南宇和郡愛南町須ノ川灘の大岩の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町塩子島南端見通し100メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町塩子島南端見通し600メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町黒瀬見通し500メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町黒瀬見通し100メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第282号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柏崎地先	Aア、アイ、イB及びA Bの4直線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎125番地北端(かんすけ簀)の標識 B 南宇和郡愛南町柏崎128番地南端(とんざり簀)の標識 点 ア Aから270度550メートルの点 イ Bから270度550メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第283号	第1種画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柏崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線に囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎269番地南端の標識 点 ア Aから240度150メートルの点 イ Aから212度240メートルの点 ウ Aから180度200メートルの点 エ Aから180度70メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第284号	第1種画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柏崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線に囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎269番地南端の標識 点 ア Aから255度280メートルの点 イ Aから232度330メートルの点 ウ Aから212度240メートルの点 エ Aから240度150メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第285号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柏崎地先	Aア、アイ、イD及びB Cの4直線とA B及びC D間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎269番地南端の標識 B 南宇和郡愛南町柏崎防波堤北側突端 C 南宇和郡愛南町柏崎2051番地埋立地南角の標識 D 南宇和郡愛南町柏崎と同町御荘菊川との最大高潮時における境界 点 ア Aから180度500メートルの点 イ Dから南宇和郡愛南町角島島頂見通し600メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第286号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柏崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎535番地の標識 点 ア Aから66度264メートルの点 イ Aから86度292メートルの点 ウ Aから105度172メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					エ Aから71度122メートルの点		
宇特区第287号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柏崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎535番地の標識 点 ア Aから168度180メートルの点 イ Aから152度210メートルの点 ウ Aから123度130メートルの点 エ Aから141度80メートルの点	南宇和郡愛南町内海	別記2のとおり
宇特区第288号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Bア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線と、BC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川3555番地五ヶ浜大岩標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川3956番地大岩標識 C 南宇和郡愛南町御荘と同町柏との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Bから230度180メートルの点 イ Aから270度200メートルの点 ウ Aから270度450メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町角島頂見通し500メートルの点	南宇和郡愛南町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第289号	第1種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川3956番地大岩標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川3954番地標識 C 南宇和郡愛南町御荘菊川3572番地標識 点 ア Aから230度180メートルの点 イ BからC見通し280メートルの点	南宇和郡愛南町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第290号	第1種区画漁業	とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Bア、アイ、イウ及びウDの4直線と、BC間及びCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川3956番地大岩標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川3954番地標識 C 南宇和郡愛南町御荘菊川3572番地標識 D 南宇和郡愛南町御荘菊川3555番地五ヶ浜大岩標識 点 ア BからC見通し280メートルの点 イ Aから230度180メートルの点 ウ Dから270度200メートルの点	南宇和郡愛南町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第291号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川3554番地標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川3555番地五ヶ浜大岩標識 点 ア Aから270度250メートルの点 イ Bから270度250メートルの点 ウ Bから270度100メートルの点 エ Aから270度100メートルの点	南宇和郡愛南町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第292号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線と、AB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2631番地の標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2956-2番地アコギ西鼻南西端 点 ア Aから241度150メートルの点 イ Bから271度150メートルの点	南宇和郡愛南町御荘地区	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第293号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線と、A B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2617番地1号標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2617番地2号標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中浦延命寺南鼻見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町中浦テレビ塔見通し200メートルの点	南宇和郡愛南町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第294号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	A B及びC Dの2直線と、A D及びB C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2617番地黒櫛東鼻南東端 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2376番地西角 C 南宇和郡愛南町御荘菊川2378番地北角 D 南宇和郡愛南町御荘菊川2426番地西角	南宇和郡愛南町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第295号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2238番地ドウシン北鼻突端 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2238番地ドウシン鼻南西端 C 南宇和郡愛南町御荘菊川2237-3番地東端より海岸線沿い西へ100メートルの点 点 ア Aから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し30メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し50メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し60メートルの点	南宇和郡愛南町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第296号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	A B、Cア、アイ、イD及びE Fの5直線と、B C、D E及びA F間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川1797番地西角 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2236-3番地南角 C 南宇和郡愛南町御荘菊川2236-3番地地先一号標識 D 南宇和郡愛南町御荘菊川2236-3番地地先二号標識 E 南宇和郡愛南町御荘菊川2235番地北角 F 南宇和郡愛南町御荘菊川1795番地西角 点 ア Cから116度30メートルの点 イ Dから116度30メートルの点	南宇和郡愛南町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第297号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘平地先	A B及びC Dの2直線と、B C及びA D間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山262番地東角 B 南宇和郡愛南町御荘平山7番地標識 C 南宇和郡愛南町御荘平山9番地前町道標識 D 南宇和郡愛南町御荘平山64番地前町道標識	南宇和郡愛南町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第298号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘平地先	Aア、アB、B C及びD Eの4直線とA E及びC D間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山526番地港湾防波堤突端 B 南宇和郡愛南町御荘長崎3番地棧橋東側付根 C 南宇和郡愛南町御荘長洲1350番地長洲埋立地南角 D 南宇和郡愛南町御荘平山1780番地東角	南宇和郡愛南町御荘地区	別記2のとおり

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					E 南宇和郡愛南町御荘平山776番地の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘大島北端見通し200メートルの点		
宇特区 第299 号	第1種 区画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町御荘平地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山大島北端 B 南宇和郡愛南町御荘平山大島西北端の標識 C 南宇和郡愛南町御荘平山大島西端 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘長洲1350番地(長洲 埋立地)南角見通し40メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町御荘長洲1350番地(長洲 埋立地)南角見通し100メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町御荘平山526番地港湾防 波堤突端見通し110メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町中浦1860番地南角見通し 200メートルの点 オ Cから南宇和郡愛南町中浦1860番地南角見通し 40メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町御荘平山526番地港湾防 波堤突端見通し40メートルの点	南宇和郡 愛南町御 荘地区	別記2の とおり
宇特区 第300 号	第1種 区画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町御荘平地 先	Aア、アド及びCBの3直線と、AB及びCD間の最大低 潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川と南宇和郡愛南町御荘 深泥との最大高潮時海岸線における境界 B 南宇和郡愛南町御荘深泥19番地北角 C 南宇和郡愛南町御荘平城700番地南角標識 D 南宇和郡愛南町御荘平城長崎水門南端から海岸 線沿い東へ40メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘平山大島南端見通し 150メートルの点	南宇和郡 愛南町御 荘地区	別記2の とおり
宇特区 第301 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町防城成川地 先	Aア、アイ、イB及びABの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町大島南端丸簀 B 南宇和郡愛南町大島茶臼簀 点 ア Aから南宇和郡愛南町防城東防波堤突端見通し 20メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町防城西防波堤突端見通し 20メートルの点	南宇和郡 愛南町南 内海地区	別記2の とおり
宇特区 第302 号	第1種 区画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町防城成川地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町成川防波堤西側突端 B 南宇和郡愛南町防城メイロ鼻突端 点 ア Aから356度190メートルの点 イ Bから31度150メートルの点	南宇和郡 愛南町南 内海地区	別記2の とおり
宇特区 第303 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町赤水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大 低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町赤水平岩突端 B 南宇和郡愛南町赤水広浦中鼻から海岸沿い南へ 125メートルの標識 C 南宇和郡愛南町赤水22番地2北角の標識 点 ア Aから293度200メートルの点 イ Bから293度180メートルの点 ウ Bから293度280メートルの点 エ Cから293度320メートルの点	南宇和郡 愛南町南 内海地区	別記2の とおり
宇特区 第304 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	4月1日から 8月31日まで	南宇和郡愛南 町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水971番地東角の標識 B Aから海岸沿い北東へ38メートルの標識	南宇和郡 愛南町南 内海地区	別記1及 び2のと おり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから122度45メートルの点 イ Bから110度45メートルの点		
宇特区第305号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とA C間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑後越宮ノ鼻先端 B 南宇和郡愛南町高畑後越中鼻先端 C 南宇和郡愛南町高畑25番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町延命寺供養塔見通し50メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し110メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し70メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町柏崎鼻見通し60メートルの点	南宇和郡愛南町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第306号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑869番地北角の標識 B 南宇和郡愛南町高畑片平鼻先端 点 ア Aから45度80メートルの点 イ Bから45度100メートルの点	南宇和郡愛南町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第307号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑片平鼻から海岸沿い北へ60メートルの標識 B 南宇和郡愛南町高畑ダキノ下中鼻 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘菊川白石東鼻見通し140メートルの点 イ Bから33度150メートルの点	南宇和郡愛南町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第308号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑猿越中崎鼻から海岸沿い南西へ40メートルの標識 B Aから269度線と最大低潮時海岸線との交点	南宇和郡愛南町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第309号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦鉢ヶ崎鼻先端 B 南宇和郡愛南町中浦11番地北角の標識 点 ア Aから302度150メートルの点 イ Bから280度250メートルの点	南宇和郡愛南町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第310号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Dア、アイ、イウ及びウEの4直線とD E間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦1676番地北角の標識 B 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻先端 C 南宇和郡愛南町中浦1678番地東角の標識 D Cから海岸沿い南へ15メートルの点 E Cから海岸沿い西北西へ30メートルの点 点 ア Dから90度30メートルの点 イ Cから50度35メートルの点 ウ Eから21度30メートルの点	南宇和郡愛南町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第311号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ、イウ、ウE、Dエ及びエBの6直線とA B及びD E間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻先端	南宇和郡愛南町南内海地区	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 南宇和郡愛南町中浦二子簀 C 南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端 D 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦鼻先端 E 南宇和郡愛南町中浦1867番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し85メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し50メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し165メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町中浦火道真谷見通し65メートルの点		
宇特区第312号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cイ、イウ及びウDの3直線とC D間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦二子簀 B 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦鼻先端 C 南宇和郡愛南町中浦二子簀から海岸沿い南西へ40メートルの標識 D 南宇和郡愛南町中浦二子簀から海岸沿い南へ60メートルの標識 点 ア 南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端から同町中浦火道真谷見通し65メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端見通し25メートルの点 ウ Dから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端から南へ40メートルの標識見通し25メートルの点	南宇和郡愛南町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第313号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bイ、イウ及びウCの3直線とB C間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦戸ノ浦鼻先端 B 南宇和郡愛南町中浦ほうの木鼻先端 C 南宇和郡愛南町中浦ほうの木鼻先端から海岸沿い西へ45メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町大島南端見通し線とBから同町二子簀見通し線との交点 イ Bから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻見通し32メートルの標識 ウ Cから南宇和郡愛南町中浦信田西鼻見通し32メートルの点	南宇和郡愛南町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第314号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦戸ノ浦鼻先端 点 ア Aから98度690メートルの点 イ Aから95度690メートルの点 ウ Aから86度460メートルの点 エ Aから90度450メートルの点	南宇和郡愛南町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第315号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ及びイCの3直線とA C間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦地蔵ヶ簀 B 南宇和郡愛南町中浦段ノ網代標識 C 南宇和郡愛南町中浦段ノ網代東鼻先端 点 ア Bから191度118メートルの点 イ Cから170度156メートルの点	南宇和郡愛南町南内海地区	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第316号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ及びイCの3直線とA C間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦左右水ヨウケ鼻東端 B 南宇和郡愛南町中浦左右水ハエノ鼻東端 C 南宇和郡愛南町中浦左右水深谷鼻南端 点 ア Aから38度の線とBから93度の線との交点 イ Cから170度65メートルの点	南宇和郡愛南町南海地区	別記2のとおり
宇特区第317号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウク口鼻西端の標識 B 南宇和郡愛南町猿鳴ネガセ穴の口鼻北端 点 ア Aから328度150メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し250メートルの点	南宇和郡愛南町南海地区	別記2のとおり
宇特区第318号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴テボ礁1号標識 点 ア Aから320度134メートルの点 イ Aから354度204メートルの点 ウ Aから56度178メートルの点 エ Aから93度85メートルの点	南宇和郡愛南町南海地区	別記2のとおり
宇特区第319号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴中矢呂鼻先端 B Aから海岸沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町角島島頂見通し100メートルの点 イ Bから305度108メートルの点	南宇和郡愛南町南海地区	別記2のとおり
宇特区第320号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町三ツ畑田島上島北端 B 南宇和郡愛南町三ツ畑田島下島南端 点 ア Aから南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウク口鼻見通し40メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウク口鼻見通し290メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町猿鳴一ツ簷見通し300メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町猿鳴一ツ簷見通し50メートルの点	南宇和郡愛南町南海地区	別記2のとおり
宇特区第321号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町敦盛地先	Aア、アイ、イBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町敦盛東敦盛鼻先端 B 南宇和郡愛南町敦盛西敦盛鼻先端 点 ア Aから南宇和郡愛南町垣内837番地西角標識見通し50メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦241番地住宅西角標識見通し100メートルの点	南宇和郡愛南町東海地区	別記2のとおり
宇特区第322号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柿の浦地先	Aア、アイ、イウ、ウD、DC及び、CBの6直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柿の浦オシ谷南鼻の標識 B 南宇和郡愛南町柿の浦八郎簷南端 C Dより北へ海岸沿い180メートルの点 D 南宇和郡愛南町大浜西コガネ崎鼻先端 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良御台場北鼻標識見通し225メートル イ Bから南宇和郡愛南町久良天巖東端見通し200メートルの点	南宇和郡愛南町東海地区及び深浦地区	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Dから南宇和郡愛南町当木島東端見通し200メートルの点		
宇特区第323号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中玉地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉荒谷大ズ工鼻 B 南宇和郡愛南町中玉荒谷観音箸 点 ア Aから180度300メートルの点 イ Aから180度500メートルの点 ウ Bから180度500メートルの点 エ Bから180度300メートルの点	南宇和郡愛南町深浦地区及び東海地区	別記2のとおり
宇特区第324号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中玉地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉二子箸 B 南宇和郡愛南町脇本大付東鼻 点 ア Aから180度250メートルの点 イ Aから180度550メートルの点 ウ Bから180度650メートルの点 エ Bから180度250メートルの点	南宇和郡愛南町東海地区	別記2のとおり
宇特区第325号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町古月地先	Aイ、イア及びバBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町鮎越島原南突端 B 南宇和郡愛南町古月テシノ鼻突端 点 ア Bから南宇和郡愛南町日土鼻見通し70メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町御台場北鼻見通し300メートルの点	南宇和郡愛南町深浦	別記2のとおり
宇特区第326号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町西敦盛鼻突端 B 南宇和郡愛南町敦盛523番地向山愛南漁協漁具倉庫東端 点 ア Aから南宇和郡愛南町深浦241番地住宅西角標識見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦1841番地旧深浦漁協西角標識見通し100メートルの点	南宇和郡愛南町深浦	別記2のとおり
宇特区第327号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町敦盛523番地向山愛南漁協漁具倉庫東端 B 南宇和郡愛南町深浦二本松沖二ナ工簀中央 点 ア Aから南宇和郡愛南町深浦1841番地旧深浦漁協西角標識見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦オカニ工簀見通し100メートルの点	南宇和郡愛南町深浦	別記2のとおり
宇特区第328号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柿の浦オトシ谷南鼻標識 B 南宇和郡愛南町柿の浦灯台 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良御台場北鼻見通し225メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町鮎越丸箸北鼻見通し100メートルの点	南宇和郡愛南町深浦	別記2のとおり
宇特区第329号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町大浜地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町大浜西コガネ崎鼻突端 B 南宇和郡愛南町大浜東コガネ崎鼻突端 C 南宇和郡愛南町大浜タデノ崎鼻突端 点 ア Aから南宇和郡愛南町当木島南端見通し200メ	南宇和郡愛南町深浦	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ートルの点 イ Cから204度645メートルの点 ウ Cから204度225メートルの点		
宇特区第330号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町大浜地先	Aイ、イア及びアBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町黒崎鼻先端 B 南宇和郡愛南町大浜小島鼻先端 C 南宇和郡愛南町大浜タデノ崎鼻先端 点 ア Cから204度225メートルの点 イ Cから204度645メートルの点	南宇和郡愛南町深浦	別記2のとおり
宇特区第331号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	Aア、アイ、イD、DC及びCBの5直線とBA間の最大低潮時海岸線から70メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良トクンタネの西小鼻標識 B 南宇和郡愛南町久良瀬の浜滝下の標識 C 南宇和郡愛南町久良中天嶼鼻の標識 D 南宇和郡愛南町久良天嶼鼻灯台下の大岩の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町野地島島頂見通し350メートルの点 イ Dから南宇和郡愛南町当木島西端見通し400メートルの点	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり
宇特区第332号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	カア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良3661番地西端の標識 B 南宇和郡愛南町久良ボラアジロ鼻の標識 C 南宇和郡愛南町久良天嶼内小鼻の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良小屋ノ浦鼻標識見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町鶴の簀標識見通し300メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町深浦八郎簀標識見通し400メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町深浦八郎簀標識見通し250メートルの点 オ Bから南宇和郡愛南町久良鶴の簀標識見通し100メートルの点 カ Aから南宇和郡愛南町久良小屋ノ浦鼻標識見通し100メートルの点	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり
宇特区第333号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エB及びBAの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良小屋ノ浦鼻標識 B 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 C 南宇和郡愛南町古月カゴヤ鼻標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良3661番地西端見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良ボラアジロ鼻見通し370メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町久良天嶼鼻東端見通し600メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町久良天嶼鼻東端見通し600メートルの点	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり
宇特区第334号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町船越地先	ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越磯崎から海岸線沿い東へ200メートルの標識 B 南宇和郡愛南町船越コケ岬先端	南宇和郡愛南町船越、久家、下久家、樽見、越田、弓立、小浦、櫻月、内泊、中泊及び外泊	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第335号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町船越地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越黒鼻から海岸線沿い西へ60メートルの標識 B 南宇和郡愛南町船越1869番地(一軒家)東端の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町内泊平床鼻見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町中泊女呂岬見通し170メートルの点	南宇和郡愛南町船越、久家、下久家、樽見、越田、弓立、小浦、櫻月、内泊、中泊及び外泊	別記2のとおり
宇特区第336号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町船越地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越黒鼻から海岸線沿い西へ60メートルの標識 B 南宇和郡愛南町船越1753番地南角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町内泊平床鼻見通し200メートルの点	南宇和郡愛南町船越、久家、下久家、樽見、越田、弓立、小浦、櫻月、内泊、中泊及び外泊	別記2のとおり
宇特区第337号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町内泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町内泊554番地3北東の角 B 南宇和郡愛南町内泊東防波堤東側付根 点 ア Aから346度500メートルの点 イ Aから346度120メートルの点 ウ Bから346度200メートルの点 エ Bから346度580メートルの点	南宇和郡愛南町内泊、中泊及び外泊	別記2のとおり
宇特区第338号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町内泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町内泊カマ蓉の標識 B 南宇和郡愛南町内泊25番地-1(西浦小学校)護岸の標識 点 ア Aから80度200メートルの点 イ Bから80度170メートルの点	南宇和郡愛南町内泊、中泊及び外泊	別記2のとおり
宇特区第339号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町外泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中泊12番地(愛南漁協水揚場)西角の標識 B 南宇和郡愛南町外泊第5防波堤西側突端 点 ア Aから354度240メートルの点 イ Aから354度100メートルの点 ウ Bから354度90メートルの点 エ Bから354度230メートルの点	南宇和郡愛南町中泊、外泊、船越及び久家	別記2のとおり
宇特区第340号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町外泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町外泊道越鼻突端 B 南宇和郡愛南町外泊68番地(網干場)北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中泊赤崎鼻見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町中泊赤崎鼻見通し100メートルの点	南宇和郡愛南町中泊、外泊、船越及び久家	別記2のとおり
宇特区第341号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町外泊地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町外泊34番地(畳岩)西端の標識 B 南宇和郡愛南町外泊道越鼻より海岸線沿い西へ160メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町磯崎見通し250メートルの点	南宇和郡愛南町内泊、中泊及び外泊	別記2のとおり

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第342 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町下久家地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 から85メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町樽見鼻より海岸線沿い北へ150 メートルの標識 B 南宇和郡愛南町下久家風無鼻より海岸線沿い東 へ200メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町亀倉見通し100メートル の点 イ Bから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し10 0メートルの点	南宇和郡 愛南町船 越、久家 、下久家 、樽見、 小浦及び 櫻月	別記2の とおり
宇特区 第343 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町下久家地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町樽見鼻 B 南宇和郡愛南町下久家風無鼻より海岸線沿い東 へ200メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町亀倉見通し510メー トルの点 イ Aから南宇和郡愛南町亀倉見通し300メー トルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し19 0メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し40 0メートルの点	南宇和郡 愛南町船 越、久家 、下久家 、樽見、 櫻月及び 小浦	別記2の とおり
宇特区 第344 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町船越、久家 、下久家地先	イア、Bイ、Cウ及びアウの4直線とB C間の最大低潮時 海岸線から120メートルの線とによって囲まれた区域。た だし、愛南町久家894番地（作業場）北角より19度の線から西 側100メートルの航路幅の区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町久家1番地北角の標識 B 南宇和郡愛南町久家856番地 - 2北角の標識 C 南宇和郡愛南町下久家風無鼻 点 ア Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し60 0メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町船越446番地作業場東角 見通し線とAから穴の鼻西端との交点 ウ Cから南宇和郡愛南町櫻月櫻月鼻見通し120メ ートルの点	南宇和郡 愛南町船 越、久家 、下久家 、樽見、 櫻月及び 小浦	別記2の とおり
宇特区 第345 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町船越地先	Bア、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とB E間の最大 低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越8番地（旧造船所）西端の 標識 B 南宇和郡愛南町船越竹倉鼻から海岸線沿い西へ 80メートルの標識 C 南宇和郡愛南町船越348番地の標識 D 南宇和郡愛南町小浦穴の鼻から海岸線沿い西へ 150メートルの標識 E 南宇和郡愛南町櫻月防波堤西側突端 点 ア Aから223度延長線とBからC見通し線との交 点 イ Aから223度450メートルの点 ウ Dから270度1250メートルの点 エ Eから南宇和郡愛南町下久家風無鼻見通し線と Dから270度の線との交点	南宇和郡 愛南町船 越、久家 、下久家 、樽見、 越田、弓 立、小浦 及び櫻月	別記2の とおり
宇特区 第346 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町福浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町福浦1263番地作業場西側付根 B 南宇和郡愛南町明神鼻中鼻 C 南宇和郡愛南町笠ハズシ鼻から西へ200メー トルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町小成川388番地2標識見	南宇和郡 愛南町福 浦	別記2の とおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					通し160メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町小成川388番地2 標識見 通し415メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町名切鼻見通し300メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町札立防波堤突端見通し400メートルの点 オ Cから南宇和郡愛南町札立防波堤突端見通し145メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町名切鼻見通し95メートルの点		
宇特区第347号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町大成川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町大成川防波堤東側付根から東へ10メートルの標識 B 南宇和郡愛南町樽見705番地西側付根から西へ35メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町明神鼻見通し100メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町明神鼻見通し300メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町麦ヶ浦450番地地先標識見通し280メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町麦ヶ浦450番地地先標識見通し80メートルの点	南宇和郡愛南町福浦	別記2のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。